

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成21年12月16日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
  
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、石澤議員、1番、音喜多議員を指名いたします。
  
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
  
- 谷口委員長 平成21年12月14日に議会運営委員会を開催いたしましたので、報告を申し上げます。  
協議内容は、第4回定例会の議事運営についてであります。  
(1) 報告についてであります。  
ア、議会側より、(ア) 諸般報告、(イ) 例月出納検査報告、(ウ) 定期監査報告、(エ) 教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書がそれぞれ報告されております。  
(2) 議会提出の議案についてであります。  
ア、意見書案第6号、地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書。審査方法は、本会議において審査することといたします。  
イ、平成20年度各会計決算審査報告書。特別委員会報告であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。  
ウ、各委員会先進地行政視察報告書。総務、産業建設からそれぞれ報告が出されております。審査方法は、本会議において審査をいたします。  
エ、産業建設常任委員会所管事務調査報告書。審査方法は、本会議において審査をいたします。  
オ、各委員会閉会中の継続調査申出書。総務・産業・厚生文教・議会運営委員会から、それぞれ出されます。審査方法は、本会議において審査をいたします。  
カ、陳情第1号、道立衛生学院の存続を求める陳情書。これについては、本会議において審査をいたします。  
(3) 町長提出の議案についてであります。

ア、諮問第1号から第2号、2件であります。人権擁護委員候補者の推薦についてあります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

イ、議案第79号から第85号、一般議案7件であります。教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて外6件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

ウ、議案第86号から90号、条例5件であります。厚岸町農業研修センター条例を廃止する条例の制定について外4件であります。審査方法は、本会議において審査いたします。

エ、議案第71号から第78号、補正予算8件であります。審査方法は、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

(4) 一般質問、通告者は4人であります。

(5) 会期の決定についてであります。12月16日、本日から12月18日まで3日間、休会日なしといたします。

以上、報告を終わります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から18日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付いたしました予定表のとおりですので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成21年9月28日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりですので、ご了承願います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされており、ご参考に供します。

- 議長（南谷議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされており、ご参考に供します。

- 議長（南谷議員） 日程第7、教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書を議題といたします。

教育長より、別紙のとおり教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書が提出されております。本報告書については、さきに参考に供しました例月出納検査報告及び定期監査報告と同様に、議長から議員の皆さんに参考に供するものでありますが、今回初めての報告でありますので、本報告書の性格、内容等について説明を受け、質疑を行い、その上で報告済みといたしたいと存じます。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 教育長（富澤教育長） ただいま上程いただきました教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書につきまして、報告書の作成の経過及び内容等につきましてご説明いたします。

この点検報告書は、10月30日に開催された平成21年第18回厚岸町教育委員会におきまして決定されましたので、議会に提出するとともに、町のホームページに掲載するほか情報館や学校等でも自由にご覧いただけるよう配布いたしております。

さて、この点検評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から、全国すべての教育委員会で、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、みずから点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

さらに、同法では、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図ることと規定されております。

これらのことから、法律に基づき、効率的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、平成20年度会計の出納閉鎖後6月より評価報告書の作成作業を進めてまいりました。

本評価報告書の作成に当たっては、まず教育委員会内部におきまして、私が毎年第1回定例会でお示しする教育行政執行方針に基づき、教育委員会の各課において20年度中に執行した事務事業の自己検証をするとともに、平成20年度一般会計予算のうち教育費に関する予算について、その執行状況とあわせて評価を行ったものであります。

事務事業の自己検証につきましては本書91ページから115ページに、予算の執行状況と評価につきましては116ページから154ページに記載しております。

本書2ページをお開き願います。

ここからは、教育委員会の活動状況として、教育委員会の開催状況を初めとして委員会以外の各種会議等を含む活動状況、さらに、4ページから25ページは教育委員会事務局の活動状況と事務事業の実施状況について記載いたしました。

さらに、26ページから81ページについては、平成20年度の各学校で行っている学校評価を掲載いたしました。

また、82ページ、83ページは、児童生徒数の推移を表にいたしました。昭和35年には小学生が3,403名、中学生が1,301名で、合計4,704名の児童生徒数となっていました。表の一番下段になりますが、平成20年度では、昭和35年と比較いたしますと、5分の1以下の小中学校、合計で898名となっているところであります。

1 ページをお開き願います。

このようにして、教育委員会内部において自己点検・評価を行った結果を4、学識経験者の知見の活用にも掲載いたしました。これら3名の方に厚岸町教育事務評価委員として委嘱させていただきました。各委員からは、この点検・評価報告書をもとに、厚岸町が取り組んできた教育関係の各事業について率直にご意見を伺ったところであります。

これら教育事務評価委員からいただきましたご意見につきましては、12ページの学校教育分野からのご意見、次に、20ページ、社会教育分野からのご意見、さらに、84ページの総体的なご意見として本報告書に加えさせていただき、冒頭申し上げました、10月30日に開催いたしました第18回厚岸町教育委員会において議決を得たところであります。

本書の作成に当たりましては、ご説明申し上げたとおり初めての作業であり、定められた形式等もなく、全く手探り状況でこの報告書を取りまとめたところであります。次年度の報告書の作成に当たっては、他の自治体の報告書等を参考にするなど、よりわかりやすく簡潔なものに改善してまいりたいと考えておりますので、ご了承願いたいと存じます。

以上をもちまして、まことに簡単ではございますが、点検・評価報告書提出に当たっての説明とさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 このご意見というのが学識経験者の知見の活用ということなんですか。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） そのとおりであります。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうであれば、そういうようにきちっとしないと、だれからのご意見なのかわかんないんでないのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 点検・評価の意見ということで1ページに記載させていただいておりますのと、もう一つは、それぞれ担当していただいたんですが、3名の方の協議の

中でこういう意見として提出させていただいておりますので、例えば1が一番上の山田さんのご意見とか、そういうことではなくて、全体としてお三方に講評いただいたという内容でございますので、ご了承いただきたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それぞれの委員さんが何とおっしゃったというのは私、別にこだわってないんですが、そして合議されて、こういうようなご意見をなされたということだと思っておりますけども。ただ、ここに学校教育現場からのご意見、所管教育分野からのご意見と書いていますよね。それを学識経験者の知見の活用ということで、ここにそういうものがきちっと載っているんですよということをも明らかにしたことを記すべきではないのかということなんです。ただご意見と言えば、これは教育委員の皆さんが何か話しされたのか、それともこういう人たちの話が載っているのか、それぞれ総合的なものでこういうふうになっているのかということがわかるように示されるべきではないのかなということをお私言っているのです。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 失礼いたしました。

確かに、それぞれの場所に1ページ記載の学識経験者からのご意見ですと、あるいは1ページのほうにもそのような点について記載できるよう今後改善してまいりたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第8、陳情第1号 道立衛生学院の存続を求める陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。(朗読 省略)

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

本陳情書は、委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 陳情者に本来なら質問するしかないんですけど、ちょっと病院の担当の方にお伺いをいたしますけど、現在、道立の衛生学院の定員、わかりますか。いや、わかんなかったらいいです。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 大変申しわけございません。定員を押さえておりませんでした。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 急にこんなことを言って申しわけないんですけど、この学校がもし廃止されるようなことがあれば、町立病院にもやっぱり影響はあるんじゃないのかなというふうに思うんですよね。看護師だけではなくて、ここは保健師、あるいは助産師等の養成もやっているということで、特に看護師と助産師、保健師の養成が短期間で、その辺を賄うことができる状況にあるのかどうなのかということだと思うんですけどね。その辺では非常に危惧されるんですが、人員を確保していかなければならない、そういう立場からすると、この問題をどういうふうに押さえているか、その辺についてひとつ聞かせていただきたいなというふうに思うんです。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 看護師あるいは助産師含め、大変採用に苦慮している状況は、地方のみならず全国的な今は問題であります。基準看護等の基準が大きく変わって、7対1という基準看護が設けられました。その結果、大病院における看護師の確保がさまざまな形で行ってきたと。その結果、地方に回ってくる看護師、助産師が極端に少ないということで、町立病院も大変苦しい中での確保対策が続いておりますが、こういった看護師、助産師を育てる学院というのは多ければ多いほど定員枠がふえて、地方に回られる方もふえるということですから、医師の確保含め医療技術者の確保というのはこれからはますます必要でありますので、そういった意味では大変影響を受けるものと考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本陳情を採択することにご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 討論ございますか。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の者の発言を許します。

2番、堀議員。

- 堀議員 私は、本陳情に対し、不採択とすべきとして意見を述べるものであります。

道立衛生学院は、地域看護学科、助産学科、看護学科、歯科衛生学科、臨床検査学科の5科に通信制看護学科を加えた計6科が、それぞれ必要な専門的知識及び技能を習得させるとともに、その特性を養うことを目的とし、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを使命として昭和36年に設立され、以来、地域看護学科3,572人、助産学科1,039人、看護学科4,197人、歯科衛生学科1,372人、臨床検査学科916人、それとあと通信看護学科406人の計1万1,502人の医療従事者を輩出し、道内の医療福祉の増大に寄与してきた施設であるということは間違いないと私も思います。

加えるならば、近年の医療従事者の労働環境悪化が叫ばれ、職場の待遇改善のための増員が必要であるという声があることも承知しておりますし、しからは、なぜ今、道立衛生学院を廃止しなければならないのかという疑問が起こることも私は理解できます。

北海道では、平成18年2月に策定されました民間解放区計画において、民間が担える施設については廃止や民間移管等を検討するという見直しの方向性にに基づき、道立衛生学院並びに道立の高等看護学校の施設のあり方を検討してきており、その結果として、昨年11月に道立衛生学院を2012年3月末に廃止するとなったところであります。

なお、この廃止期限は、本年2月に一部が見直され、保健師養成の地域看護学科は2011年3月に、準看護師免許取得者が対象の看護学科は2013年3月となっているわけですが、この廃止の考え方としては、看護師養成部門については、地方や中小規模の病院では人員の確保が困難な状況ではあるものの、看護師の養成定員は道内で昨年度末1945人となっており、これは年々増加傾向にあり、その6割が札幌を中心とする道央圏に集中しているという状況、近年、入学者が減少傾向にあり、平成20年度では2割の欠員を生じさせたこと、学生の出身地及び就業先はほぼ道央圏であり、その道央圏には準看護師養成定員上回る2年課程の養成定員があるなど、道の役割は終えたものと判断すると

なっております。他の養成部門についても、それぞれこの看護師養成部門と同じように、道の役割は終えたものと判断されているわけであります。

ただし、保健師養成部門については、今後必要な養成数の確保について、看護大学に対し修士課程の抽出を求めるとともに、この大学での教育課程が充実するまでの間、看護協会などの関係団体と連携して、新任保健師の現任教育体制を整備し、新任者の確保定着を図ることとされておりますし、助産師外来の推進等により需要が増加している助産師養成部門については、現行の養成数の確保が必要であるとの認識のもと、道内看護系大学に対して助産師修士課程の設置を要請し、機能を移管するなどして現行養成数を確保することとなっており、通信制の看護師養成課程は、他の高等看護学校や民間養成スクールの対応の検討をすることとなっているわけであります。

このように、道立衛生学院を廃止しても、その機能の大半は道央圏の医療生養成学校や道内他の高等看護学校において賄えることとなっているわけであります。

なお、高等看護学校については、地方に他の代替措置が少ないことから廃止とはならないとの結論が出ていることを申し添えさせていただきます。

私は、道民の1人として、厳しい道財政の立て直しと林業活性化による北海道経済のさらなる発展を基礎とする、この北海道の姿勢を支持したいと思っておりますし、既に歯科衛生学科及び臨床検査学科については来年度新規募集停止となっており、今さらその体制をもとに戻すということは、別の混乱を引き起こしかねないものと思います。

よって、私は、本陳情について、不採択との意思を表明するものであります。

以上です。

●議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本陳情については、全員が賛成をされるのではないのかなということで、賛成意見についてきちっと考えてこなかったんですけれども、非常に、今の反対者の意見を聞いておりましたも、残念に思う次第であります。

看護師が、絶対数が足りない、あるいは助産師の養成もままならない、そういう状況に現在あるわけであります。それが今、道央圏、あるいは首都圏に大きな病院が次々とできていて、そこに結果的に看護師が集約をしていくというようなことから、今は地方の看護師対策というのは非常に大変な状況にあるわけであります。そういうことから、紋別の道立の衛生学院に根室圏域の一部を含めるといような対策まで講じられるような事態に今なってきているわけでございます。

そういうことを考えると、道央圏で看護師が十分に確保できるから、それで看護師は確保できていくんだということにはならないというふうに思います。

その一方で、看護師の免許を取得していながら、今、リタイアをしてしまわなければならない看護師がたくさんいるわけであります。今の社会状況等を考えて、子育て、あるいは家庭の事情により職についていない看護師さんが多数いるということで、今、そういう人たちにも何とか復帰してもらえないかという取り組みもあちこちで行われております。実際、釧路でもそういう、リタイアした看護師さんの復職のための研修等が行



われているというような実態も出てきているわけでありましてけれども、そこまでやってもまだ看護師を十分に確保できないというような状態でありまして、助産師については、定員はあるんですけれども、実際、今度は現場での実習には、それに対応してくれる病院が、きちんと確保することが非常に今は難しくなっているというような状況から、看護師の定員を全部満たすということにすると、実習先の病院を確保することができないというような状態まで生まれているわけでありまして。

そういう中で、道立衛生学院がなくなるということになると、道との関係を持っている札幌医大なんかの活用がますます厳しくなってくると思うんです。他の学校に、実際、私大等でも助産師科を設けている学校もあるわけですがけれども、非常に助産師養成に厳しい状況が生まれてきているというようなことも考えていきますと、やはり、道が責任を持って、北海道内の看護師、十分に地方まで行き渡らせるような体制を引き続きとっていくのが道の果たす役割ではないのかなと。これでは道民の健康、医療を道が放棄してしまうことになりかねない、そういう状況に私はなっていると思います。

やはり地方の声が、私たちは地方に住んでいるわけでありまして。そういうことを考えると、地方の声を道にきちんと届けていくということをするのも私たちの役目ではないかなという観点から、この陳情には賛成するものであります。

以上、賛成討論とします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。  
本会議を休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
これより、起立により採決を行います。  
お諮りいたします。  
本陳情は、可決すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時38分休憩

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
可否同数であります。  
よって、議長において可否を決することといたします。  
本陳情書は、議長において採択しないことに決します。
  
- 議長（南谷議員） 日程第9、意見書案第6号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。（朗読 省略）
  
- 議長（南谷議員） 提出者であります菊池議員に提案理由の説明を求めます。  
9番、菊池議員。
  
- 菊池議員 ただいま提出されました意見書案第6号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書について、提出者としてご説明を申し上げます。  
ただいま提出されました意見書につきましては、事務局からその内容について読み上げたとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただき、議員皆様のご理解をお願いいたしたいと存じます。  
皆様ご承知のとおり、前の政権内閣が打ち出した国の三位一体改革政策に乗じて地方交付税の削減が始まってからは、地方財政が著しく疲弊し、再建団体の出現、あるいは国からの指示を仰がなければならない市町村が発生するなど、地方公共団体の財政運営が逼迫してきているのが実情となっております。  
このたび新政権となったところでもありますが、私たちはこうした国の厳しい施策方針の中にもありながらも、各町村の我が町の首長を中心とする自治体、理事者の懸命なる行財政運営に対する努力はもちろんのこと、議会での徹底した論議と協力とともに、地方自治の振興発展を願い、ひたすら住民ニーズにこたえるべく町政の効果的財政運営に努めているのが実情であります。実施計画にもあるように、各分野別における施策反映のためにも、このような状況の中で、政府のこのたびの国の事業仕分け状況を見るにおいては不安感もぬぐい切れないのが実情であります。  
我が町においては、雇用の確保、中小企業支援、福祉・医療の拡充など総合的な対策を講じてきたところでありますが、新政権政府におかれては、21年度補正予算執行、各種基金造成事業、22年度予算編成手法などの見直しで、11月11日から447に及ぶ国の事業の仕分けを行ったところであります。  
このような政治の流れにあって、我々地方においては、総合計画、実施計画を実現に向けて現在進行しようとしているところでございます。  
そこで、ここにおいて、国に対し、このような不安感を払拭するためにも、ぜひ皆様の協力を得まして、今回の意見書を、国においては地方財政に充分配慮した予算の計画をという趣旨を持って提出しようという意見書でありますので、賢明なる議員各位のご理解をお願いいたしまして、補足説明といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 隣同士で質問するのも何なんですけど、若干質問させていただきます。

私もおおむね、この意見書には賛意を示すものでありますが、ただ若干、私として異議のあるところを一、二点申し上げて質問いたします。

この本文中にあります、「また、政府の」というところの最後のほうなのですが、一部に回復の兆しも見られるというふうに述べられておりますけれども、私、厚岸町内を歩いて、回復の兆しがある、そういうふうにおっしゃる人にまだ会ったことがないんですよ。これはどこを指して一部の回復の兆しというふうに見ているのか、お伺いをしたい。私は、この部分は削除しても、別にこの文章自体からして何の支障もないのではないのかなというふうに思います。

それから、来年度予算についていろいろ述べられております。非常に厳しい、何か新しい言葉で仕分け人とかって言うんですけど、仕事人というのは聞いたことあるけど仕分け人というのは初めて聞くんですけども、厳しい事業仕分けが行われて、厚岸町の予算においも、事業においても、非常に、今まで国の予算、あるいは交付金等に大きく依存するものが多かったわけでありましてけれども、聞いているところによると、相当、地方に与える影響が大きいものがありますけれども、そういうものについてはやはり、わかったものだけでも赤裸々にして、はっきり示していくのが検証ではないのかなというふうに、何となくオブラートに包んで、真綿にくるんでやる意見書というのは、それなりの効果があるのかなと私は思うんですよ。そういうあたりをもう少し明確にすべきではなかったのかなと。

例えば、厚岸町の農道整備だとか、あるいは地域になくてはならない農業共済組合の補助金の制度だとか、あるいは学校等も含めますけれども、あるいは保育所の運営費等に対する補助だとか、物すごい影響が出てくる可能性が強いわけですよ。そして、その一方で民間にということなんですけれども、今までやってきた民間の中でもとんでもない企業が介護事業に参入して、結果的には認可を取り消されるというような事態も起きているわけですよ。その辺も十分に踏まえた上での国に対する要請でなければならなかったのではないのかなというふうに私は考えるんですけども、その辺について説明をお願いしたいというふうに思います。

- 議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

- 菊池議員 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ただいま谷口議員より、数カ所における疑義がございまして、質問をお受けいたしました。総体的に見て、本意見書の文面に、補助事業についても配慮を記載すべきではないかとお尋ねがありました。

議員ご承知のとおり、このたびの政権交代により、鳩山政権の目玉政策である行政刷

新会議の事業仕分けは11月11日から始まりました。95兆円に膨らんだ2010年度予算概算要求の3兆円以上の絞り込みを目指して、とにもかくにも行政の無駄を徹底的に排除、見直しを図ろうというもので、この事業仕分けには、地方が気がかりであるところの総務省の地方交付税交付金、厚生労働省の診療報酬、文部科学省の義務教育費国庫負担金などを政治案件として方針上に乗せているのはご承知のとおりであります。

谷口議員の言われる各補助事業についても、今、マスコミをにぎわせておりますが、本意見書文面は、これら諸事業案件を総体的に反映すべく、賛成議員ともども意見を出し合い、検討の上作成したものでございます。

農業共済補助金のカット、下水道事業は自治体にゆだねるなど、事業仕分け等による地方任せは再検討し、住民生活と地域に係る事業の再精査を図ってほしい旨の意見をいただきましたけれども、提出者期待の当初文面は、先ほど申しましたとおり、諸事業案件を総体的に反映すべくあらわしたつもりでございますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(「一部回復は」の声あり)

●菊池議員 一部回復については、国の国際的な流れの中で、円高ドル安の関係で、よい面の業種もあれば悪い面の業種がありますけれども、一応、国際の流れの不況の中での表現といたしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 大変申しわけないんですけど、今、一部に回復の兆しも見られるというのは、これは地方の意見だと思うんですね。そうすれば、私は、国際的にどうの、あるいは、今のエコポイントだとかエコカーだとか、そういうので、電器だとか自動車だとか、一部産業には回復の兆しが見られるというふうに言われていますけれども、総体的に見て、私はまだまだ、この間のドーハ・ショックだとか、デフレだとか、そういう状況を考えれば、これはさらに景気悪化に追い打ちをかけているということだと思うんですよ。そうすると、私がさっき申し上げましたように、国際的、あるいは全国的に見て、そういう本当に一握りの事業主が若干回復をしているかもしれないけれども、まだまだ地方にはそういうものを感じるような状況にないのではないのかなと。提出者の皆さんも、そういうふうを考えているとすると、私は非常に、今の状況を見誤ることになるのではないのかなというふう思うんですね。

後で私も一般質問しますがけれども、政府の2次補正というのは景気経済対策なわけでしょう。そうすると、非常に今どん底状態にあるのを何とかしたいというのが国を挙げてやろうという状況だというふうに私は考えるんですけども、その辺について、そういう認識ではちょっと違うのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 今や国際社会の時代、国際経済の時代でございます。一応、先ほど流れの中で、厚岸町向けか国内向けかの総体的な論議で今なっておりますけれども、やはり経済というものは、グローバル的に見ても言える文面も必要と思ひまして、北海道の中央のほうと申しますと札幌のほうから出てまいりました道議会での論議でも、この件については、地方財政に配慮した予算の執行及び予算編成を求める意見書においては採択されております。

文面については、ほぼ北海道議会でも出された文面に類似はしておりますけれども、地方に配慮した文面にすべく一部手直しをしたところもありますけれども、そういう中で、一部回復の見られるという文面が入っておりますけれども、そういう流れの中から来たものと、この文面の表現になっております。

谷口議員におかれましては、一応その中で固執されておられますけれども、文の出だしから中間、最後の記に至るまで、総体的に固めたものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第10、認定第1号 平成20年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件の審査につきましては、平成20年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、音喜多委員長。

●音喜多決算特別委員長 ただいま議題となりました各会計決算審査報告をいたします。

平成21年9月28日、第3回定例会において、平成20年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成20年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件の審査については、11月26日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上であります。

●議長（南谷議員） 初めに、認定第1号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成20年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第2号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第4号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第5号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第6号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第7号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第8号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第9号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成20年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第10号についてお諮りいたします。

委員長の報告は、認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 日程第11、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

初めに、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成21年度第4回厚岸町議会定例会に当たり、先般通告のとおりお尋ねを申し上げます。

ご案内のように、産業にかかわるところのカキの種苗センターについて。

この施設は、開設以来10年余りが過ぎ、施設が行っているところの業務のそれぞれの見直しが必要かと思うし、さらには一昨年購入した遺伝子解析装置は、しっかり有効に



稼働しているのかをお尋ねをしてみたいです。

また、カキに多く付着すると言われるノロウイルスの検査を行う施設の併設はできないのか伺いたいのです。

同時に、カキ養殖生産者の目線に立ったご答弁をいただきたいものでもあります。

次に、6月の議会にお尋ねをいたしましたけれども、私のほうの項目が多い関係で答弁漏れがあったようなので、このたびも再度お伺いいたします。

廃屋についてであります。

町内に点在する住宅、工場などについては、町は所有者に対し、どのような管理、指導を行っているのか。また、これらにかかわる固定資産税等については、しっかり徴収されているのかをお尋ねをしてみたいです。

次に、この件についても、先般、町長がたまたま欠席の間に副町長のほうにお尋ねをしてあります。

定住自立圏構想について。

まず、厚岸町は参加をするのか、しないのか、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、産業の育成についてのお尋ねですが、カキ種苗センターについて、まず、開設以来10年余りが過ぎ、施設が行っている業務の見直しが必要かと思うがいかがですかについてであります。厚岸町カキ種苗センターは、平成11年に改修して以来、シングルシード方式によるカキの種苗生産を行い、厚岸町の特産物でありますカキによる地域振興に取り組んでおります。

カキ種苗センターで実施しております主な業務としましては、まず一つ目として、シングルシード方式によるカキの種苗を生産し、漁業者へ供給しており、二つ目は、カキのえさである餌料藻類、いわゆる植物プランクトンを生産し、その余剰分を町外のウニやナマコなどの種苗生産施設へ販売を行い、三つ目が調査研究業務で、厚岸湾や厚岸湖の環境調査、カキ種苗センターで生産されたカキ種苗の効率的な養殖方法の技術開発などに取り組んでいくところでございます。

こうした業務の見直しが必要かと思うがいかがとのことですが、シングルシードカキは、「カキえもん」という銘柄で、一般消費者や首都圏のレストランなどでも認知が進み、その味が高い評価を受けております。

また、平成16年に発生したシングルシードカキ種苗の夏の大量へい死を経験した漁業者の中には、その経験を糧にして養殖技術の改良を進め、非常に効率よくカキの生産を行っている漁業者が増えつつあります。

また、これまでの販売実績によって、カキ種苗センターの餌料藻類は評価が高く、販売先施設との間に良好な関係が構築されております。

さらに、調査研究については、短期的によしあしを判断するものではなく、長期的な

視野に立ち、地道なデータの蓄積が肝要と考えておりますので、今後ともしっかりと継続していく必要があります。

こうしたことから、カキ種苗センターが現在行っている業務については、当町のカキ養殖業の振興を図る上で必要不可欠な業務であり、今後も引き続き実施していかねばならない業務であると考えているところであります。

次に、遺伝子解析装置はしっかり稼働しているのかとのお尋ねであります。ご質問の遺伝子解析装置については、平成19年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により導入した装置のことと思いますが、カキ種苗センターでは、この遺伝子解析装置が整備される以前から、カキに関する諸問題について科学的にアプローチできるように、計画的に機器の整備や分析用試薬購入のための予算措置を行い、限られた時間の中でテーマを絞り、分析を行ってきておりますが、さらに高規格の遺伝子解析装置が更新整備され、短時間で正確に分析できる体制が整ったことから、その成果として、真ガキのDNA分析や植物プランクトンの種判別が円滑に進められているところでございます。

次に、カキに多く付着すると言われているノロウイルスの検査を行う施設の併設はできないのかとのお尋ねであります。まず初めに、厚岸町におけるカキのノロウイルスに関する食品衛生検査の現状を説明させていただきますと、厚岸漁業協同組合では、週1回の割合でノロウイルスの食品衛生検査を長野県にある検査会社へ委託しております。この検査会社は、厚生労働省に登録されている指定検査機関となっており、食品衛生法に基づく食品などの衛生検査を実施できる機関であります。

また、こうした検査機関で得られたノロウイルスの検査結果は、北海道ぎょれんが公開しております北海道産カキ安心情報にも利用されているものであり、検査の信頼性が求められております。

厚生労働省による指定検査機関は、法人に与える資格でありますので、厚岸町では取得することができませんが、この指定検査機関になる場合、登録基準があり、遠心分離器や純水製造装置などの8種類の機器を備えていることと、大学などにおいて医学、生物学または水産学などの課程をおさめ、一定年数の細菌学的検査業務に従事した経験を有する者が4名必要となります。

こうした有資格者4名を確保することは、厳しい財政状況の中では困難であり、カキ種苗センターが指定検査機関と同じ程度の要件を満たす分析処理能力や分析精度を有することはできません。こうした理由から、現時点でノロウイルスの食品衛生検査を実施できる施設をカキ種苗センターに併設することは不可能であると判断しております。

しかしながら、カキを初めとする食品の衛生管理に対し消費者の関心が高まっている現状において、カキ生産者の衛生管理に関する負担が増えていることは町といたしましても十分認識しており、また、安心・安全な産品を消費者へ提供していくことは非常に重要な課題であると考えております。

こうしたことから、ノロウイルスに限ったことではなく、カキの衛生管理に関する諸問題に対して、町としても関係機関と協力していきたいと考えております。

続いて、2点目の廃屋についての質問にお答えします。

まず、町内に点在する住宅、工場などの廃屋について、町は所有者に対してどのような管理、指導を行っているのかについてであります。廃屋は、適正な維持管理がなさ

れないまま放置される場合が多く、防災、防犯、環境など周辺住民に悪影響を及ぼすものであります。

使用不能となっている町有施設については、今年度、国の経済対策関連事業により町営住宅や旧教員住宅など24棟の解体を行っておりますが、今後も施設の状況などを勘案しながら、必要に応じて解体を進めていきたいと考えております。

また、町有施設以外の町内に点在する廃屋は、職員の見回りや町民からの情報により、目視上の調査であります。危険であると判断しておる建物は、倉庫・物置が19棟、工場が10棟、住宅が21棟あると把握しております。建築物の所有者は、建築基準法第8条の規定により、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状況に維持するよう努めなければなりません。

町からの指導としては、これを怠っている建築物の所有者、管理者または占有者に対し、当該家屋の倒壊や飛散物などにより他人へ迷惑を及ぼすことになると所有者の責任になることを説明し、建築基準法第8条の規定を遵守するよう、文書や電話などで順次指導を行っております。

次に、住宅、工場などの廃屋にかかわる固定資産税などについてはしっかり徴収されているのかとのお質問であります。これら家屋に関する固定資産税などにつきましては、実際に使用されているか否かを問わず、賦課期日である1月1日現在において、家屋としての基本的要件である、一つ、土地定着性、二つ、外気遮断性の要素を満たしているものであれば、実際に使用されているか否かを問わず、課税客体となるものであります。

建築後、数十年を経て老朽化した建物が3年ごとの評価替えで課税標準額が下がっても、納税義務者が所有するすべての家屋の課税標準額が20万円以上であれば課税され、免税点20万円を下回った場合は非課税扱いとなります。

したがって、住む人がなく使用されていない廃屋であっても課税される場合があります。課税された場合は、公平な納税の観点から収納に努めておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目の定住自立圏構想について、厚岸町は参加するのか、しないのか、その理由についてお答えをいたします。

釧路市は今年11月、国の定住自立圏構想推進要綱に基づいて、道内では小樽市に続き2番目となる中心市宣言を行いました。その宣言書の中には、釧路市への通勤通学割合が10%以上の周辺町村として、釧路町や白糠町、鶴居村が表記されていますが、そのほか連携する意思を有する町村として、浜中町も名を連ねております。

この中心市宣言の後の定住自立圏形成協定の締結予定については、釧路町とは早ければ年度内に、白糠町、鶴居村及び浜中町との協定締結については来年度内を目標にしていると伺っています。

釧路町との協定については、現在、協定項目内容の具体的検討に入っている段階のようですが、他の町村については、協定項目の洗い出しを行っている、あるいは今後検討していくという段階であると伺っています。

こうした状況の中で、どの程度の段階で参加の意向を示すかは、それぞれの自治体の自主的判断と思っております。今後の可能性を見越して、先に意思を表明し、後で具体

的に煮詰めるというのも一つの方法だと思いますし、ある程度具体的に詰めてから意思を表明するのも一つだと思います。

定住自立圏は、中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域です。その定住自立圏形成協定というのは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの視点ごとに、具体的な取り組みを最低一つ以上規定しなければならないことになっております。

このため、厚岸町としては、中心市宣言をした釧路市と連携できる政策分野はあり得るとの認識でいるものの、まだ具体的な検討を行っていない段階では、拙速に参加する、しないの意思を表明する段階にないとの判断に立っているところでありますので、ご理解願います。

なお、中心市宣言書の中に連携する意思を有する町村として厚岸町が名を連ねていなくても、その後に釧路市との調整が整い、定住自立圏形成協定を締結して圏域に加わることは可能という見解を、釧路市を通じて総務省から得ているところでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 町長から大変ご丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私は、今回の質問に先立ちまして、去る12月8日朝9時、厚岸漁協各カキ養殖漁業の班長さんほか2名とともに、種苗センターを見学をさせていただきました。担当者から説明を受け、大変勉強になったところでありまして、遺伝子解析装置の機能のすばらしさにびっくりしたところでもあります。貝類、カキの近親相姦を防ぐための調査研究、さらには厚岸湖内・湾内水質検査などを行っているとのことであり、とりわけ道内では、これだけの遺伝子解析装置を持って調査研究を行っているところは厚岸町だけだそうです。大学の研究室にもまさるとも劣らない施設とのことでありました。

町は、総合実施計画の中にも明記されているように、活力に満ちた豊かな産業の育成を目指しながら、栽培漁業の推進をさらにはつくり育てる漁業展開を図り、研究や研修、活動組織の促進に努めるとのことですが、種苗センターの平成11年度からの事業にかかわる決算書を拝見をさせていただきました。決算報告並びに事業の経過報告等について拝見したところ、平成19年度、20年度分の報告書、つまり事業経過報告書は、A4、2枚です。それぞれが19年度1枚、20年度1枚、これが事業の計画報告書とのことでありました。

私が不思議に思うのは、10年余りにわたり調査研究に携わるこのお仕事をしているにもかかわらず、果たして報告書、これ2枚でよいのかということをお尋ねをしたいのであります。

ご案内のように、厚岸は道内唯一の生ガキの生産地でありながら、ノロウイルスに取り組む対策が非常に、地方から見たらおこなっていますよというのが保健所の係官の言葉のように、私は今でも耳にしっかりと挟まっております。これらについては、まず行政サイドがしっかりと生産者を指導し、サポートするのが望ましいのではないかと思いますので

ありますが、いかがでしょうか。ノロウイルスにかかわる情報の交換など、町としてはどのように行われているのか、お尋ねをさせていただいております。

今日のように、ご案内のように、大きな社会問題を起こしかねないノロウイルス対策について、厚岸町は町の産業の中でとりわけ力を入れているところの養殖事業であり、養殖産業の将来のためにも、しっかり取り組んでいただきたいと思いますのであります。

去る10月28日の道新朝刊記事によると、環境対策シンポジウムでは、高い漁業生産性を誇る厚岸湖、厚岸湾の環境保全策を、町内外の識者は次のように提言をしております。

厚岸湖底の環境については、遠くない将来、危険状況が起きる可能性があるとの指摘もあり、識者は観測データを集積をしながら、原因分析に基づいて対策を講じる必要があることを強くそれぞれが強調しているところであります。湖内の泥流については、基準値を大幅に上回る堆積が見られることは言うまでもありません。

報告がなされているところでありますが、私は、なぜこのようにノロの検査をしていただきたいというのは、ノロというのは、大変厄介なウイルスであるのであります。ノロウイルスの感染力は、ウイルスの粒子10個から100個で感染、発病するとされながら、感染が非常に強いのが特徴なのであります。ノロウイルスには遺伝子の型が37以上も存在することから、予防のためのワクチンの開発については大変難しく、現在、日本では開発のめども立っていない状況であります。

そこで、参考までに申し上げますが、現在、日本ではノロウイルスの食中毒がどのくらい発生しているのかということでもあります。厚生労働省に届けられたノロウイルスによる食中毒事件は、平成13年から17年の間では約7,300から1万2,500人、1事故当たりの患者数が27人から45人となっているところであります。また、平成18年度は過去最大の事件数で、449件、患者数は、ざっと2万7,616人と相なり、ともに病院物質別で第1位であり、平成19年、20年は、事件、患者数ともやや減少したものの依然として多く、病院物質別では事件件数が2番目に多く、患者数は第1位で、食中毒患者総数の50%程度を占めている状況であります。近年は、患者数が多い大規模な事件が多く見られている現状であります。

そういった意味から、種苗センター内にある遺伝子解析装置をフル稼働してノロウイルス検査をお願いし、全国、全道の消費者に対し安全・安心の厚岸ブランド製品の提供に努めることが町として大切かと思うのであります。

以上の事柄を踏まえ、私は、種苗センター施設内での検査の必要性を強く望むものであります。理事者におかれましては、日々起こり得る事故対策のためにも、しっかり踏まえて、実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思い、町長の答弁を求めるところであります。

次に、廃屋についてであります。

町は、住みよいまちづくりのためにいろいろな条例が制定されておりますが、例えば住宅の廃屋化した建物の管理または廃校跡等については、何の知恵がないまま、不安を感じる人は私1人ではないと思います。万が一突風やその他の災害が発生し、事故等により民家はおろか人身などに被害が発生したらどのように対処するのか。そうならないためにも、一刻も早く所有者への強い指導が急務かと思うが、どのように考えているのかお尋ねをします。

さらに、これらにかかわる固定資産税等についてであります。先ほども答弁ありましたように、何か徴収されているようなことのように聞こえますけれども、私が先般の決算書を見ますというと、何やらそうでもないような感じがします。住宅や工場の廃屋化したその機能を、つまり使用できない、失っている動産に課税するということについてはどのような見解でいるのか、まず伺いたいたいところであります。

また、町として、今後、このような部分について、見直し等について考えているのかも伺いたいたいところであります。

次に、定住自立圏構想についてであります。

この件については、町長からもご親切に、わかりやすいご回答をいただき、ありがとうございます。

定住自立圏構想については、さきの9月定例会でもお尋ねをしたところで、副町長より、今後十分研究してまいりたいとの答弁でありました。調査検討は進んでいるのかを伺いましたところ、十分に調査研究をしてるんだといった町長の答弁でありました。なおまた、この件については、今月1日の朝刊記事に、釧路市長は定例記者会見で、浜中町も参加する見通しとなったと明らかにしたところであります。

総務省が提唱する定住自立圏構想では、協定を結び、定住自立圏共生ビジョンを策定をした自治体には、中心市の場合には年間4,000万円程度の国からの財政措置があり、釧路市によると、各町村とは広域救急医療体制の確保や地域公共交通の維持などでの協議をしているというが、当町も参加してると思いますが、結果について伺いたいののであります。

先ほどの町長の答弁ですと、よく考えてから答えを出すのだと、こういうことでもありますけれども、現在どの程度まで考えが進んでいるのかもあわせてお尋ねをいたします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目のお尋ねでございますけれども、資料が18年、19年と2枚ほどしかいただけていないというご質問でございますけれども、その資料につきましては、平成20年度の水産種苗カキ生産状況についてという資料と、それから平成19年度水産種苗カキ生産状況についての、この2枚ということのご質問だと思っております、そのほかに、カキ種苗センター決算状況という横長のA4サイズの平成14年度から平成20年度までの歳入歳出の決算状況の資料もお渡ししたはずなんでございますけれども、それがまず第1点でございます。

それから、第2点目の、ノロウイルスへの対策がおくれている。行政サイドがサポートしてはどうかというご質問でございますけれども、先ほども言いましたように、ノロウイルスというのは、検査を行う施設というのはやはり、議員おっしゃられたとおり、食品衛生法上、国内で製造または加工される食品等の検査命令に関する条項で、食品衛生上の被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができるというような、やはり登録検査機関がやはり検査をすべきというふうに考えていますので、今現在も漁協を通じまして、週1回、登録検査機関にノロウイルスの検査をしております。

そういったことをございますので、公正性だとか信頼性の検査能力を備えた登録検査機関での食品衛生検査を消費者からも求められていることかと思ひます。したがひまして、カキ種苗センターに併設しといふことは不可能といふふうに判断しておひります。何とぞご理解いたひきたいと思ひます。

それから、3点目の環境保全策でござひます。

湖内の状況についてといふ報道がありましたけれども、それにつきましては、水産関連の5機関によるネットワークの設立としておひらまして、そういった関係機関といろんなデータを集めておひる状況でありまして、今後、そういったデータを活用しながら状況を把握していきたいといふふうにおひらしております。

以上でござひます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からは、廃屋等に係る固定資産税の課税についてお答え申し上げます。

ご質問は、機能してない建物への課税についてでござひますが、固定資産税等の課税につきましては、建物ごとに課税するのではなく、その建物を所有している方に課税するといふことをござひまして、複数の建物を持つておひる場合には、それを合算して課税標準額が20万円以上であれば課税するといふ扱いになりますので、個々建物ごとに、これは課税しておひる、課税してないといふのは、それぞれ事情に依じてあることをござひますので、その辺はご理解いたひきたいと思ひます。

それから、その点について見直しする考えはないかといふこともご質問にありましたが、それは現在使われていなくても、将来使う場合は当然ござひます。そういったことをござひまして、現在使っているか使っていないかといふことだけをもってして課税する、しないといふことは、税法上もそういった判断には立たないといふことになってござひますので、この辺はご理解願ひたいと存じます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは廃屋の関係のご質問にお答えいたします。

まず、廃屋の規制がないといふことをござひましたけれども、これは1回目の町長の答弁の中でも建築基準法第8条の規定がござひまして、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持しなければならないといふような規定がござひます。

それから、周囲に影響を与えたらどうするの、どのように指導していくのかといふご質問でござひますけれども、建物、廃屋、これは、個人または法人の財産でござひますので、その所有者が責任を持つて対処するのが原則でござひます。したがひまして、所有者が責任を持つて対処するよう電話や部署等で指導をしてまいりたいといふふうにおひら考えてござひます。

また、その間、緊急措置の必要があつた場合には、その財産に危害を与えない範囲で、緊急回避の措置は必要に依じて町で対応していくといふところをござひます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 私のほうからは定住自立圏にかかわります関係についてお答え申し上げたいと思います。

検討はどの程度進んでいるのかと、こういうことでございます。既に新聞紙上等でご案内いただいているとおりでございまして、現在、釧路市のほうでは、町長からも答弁申し上げましたとおり、中心市の宣言をいたしまして、現在具体的な連携を進めるべく協定の締結に向けて調整をしているということでございます。

それで、現在、釧路市のほうでございますけれども、釧路町がやはり、非常に地理的、あるいは生活圏といたしましても密接な関係があるということで、釧路町との部分につきましては既に昨年から何度も事務レベルでの調整関係を図ってきておりまして、現在こういったものが連携、協定の対象になるのかという絞り込みを行ってきているという状況でございまして、これは先ほど町長からも答弁いたしましたように、今年度末ごろをめどに協定にまでこぎつけたいということでございます。

一方、白糠、それから鶴居でございます。ここも、先ほど答弁しておりますけれども、通勤・通学圏ということで非常に、通っている人間が全体の10%ということでございます。そういうつながりという面では、当厚岸町よりも強いということでございます。

そういった中で、今こういったものが要するに連携をしまして、この定住自立圏の構想の中にあつた連携協定の中に盛り込めるだろうかという部分の、現在、洗い出しといたしまししょうか、そういった作業を行っているんだということでございます。基本的な考えといたしましては、現在いろいろな形で既に、例えば施設の利用であるとか、こういうような部分での連携が結ばれております。そういった部分を中心にしながらも、さらに既存の行っている連携の中を明らかにしていく、より明確にしていくという方法がとれないかというようなことでの検討に入っているというふうに伺ってございます。

そういったような状況でございまして、厚岸町といたしましてもそういった、現在、釧路町での取り組みの状況だとか、そういったようなものの情報を得ながら、最終的にはこういったような連携協定が可能なのかというような流れを見ているというような状況でございます。

先般も、標茶、それから弟子屈の担当課長と話す機会がございましたけれども、両町とも、やはり厚岸町と同様、こういった連携に向けての定住自立圏の構想にのっとっていく連携が可能であれば、やはりそういった方向で進むべきであろうというような考え方は両町とも同じように持っているようでございます。

ただ、先ほど申しましたように、何を定住自立圏という形の中で現実的にやっていくのかという部分をさらにもんでいかなければならない、このように考えておりますし、今そういう、釧路市とより密接な関係にある中でこういった連携が結ばれていくのかというような部分も見据えながら、私どものほうとしては将来的な連携のあり方という部分をさらに詰めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。



●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 まず、ノロウイルスに関しては、町長のほうから先ほど、現在はあの施設内ではできないというような発言はありましたけれども、私ども先般、8日担当者といういろいろお話をお聞きしたところ、あの遺伝子解析装置によりますというと、ノロウイルスを初め腸炎ビブリオであるとかサルモネラ、病原大腸菌、重立った大きなそういった検査は、ちょっとした付属品をつけると、いとも簡単にできるのだと。ただ、ご案内のように、あの施設は国の補助が半分、道の補助が4分の1ですか、あとは町です。ひもつき事業のために、そういった営業行為をするということは非常に好ましくないというような話もちらっと聞いたわけです。

それで、私から提案するのは、営業行為でなくて、町がそういう施設を併設をして、漁民に無料で検査をしてあげればいいんですよ。任意で検査は通ります。そして、では今まで漁民の方々はそれぞれ検査機関にやって、1回につき5,000円なり8,000円取られているわけですから。それを、例えば検査協力費として、使ってもらおうじゃないかといってその施設にあげた場合どうなるのか。それは営業行為にならないと思うんだけど、町長のひとつ見識ある見解をちょうだいしたいんですが、この辺について。よろしいですか。

それから、次は廃屋の関係でもって、ことしの秋の台風あたりで、あの付近でやっぱり結構鉄板が飛んできたとか、あるいはまた、シャッターも前も後ろも突き抜けたんですよ。だから、運悪くあの中に風が入ったら、簡単には飛ばないだろうけども、飛んだらそれはもう大変ですよ。あれは議員さん方だれが見てもおっかないですよ、あそこは。あの付近の人方、風吹いたらみんなびくびくしていますよ。

それと、若竹町のトーワさんの裏あたりにある古い建物、先ほど20万円がどうのこうのと言いましたけれども、今、建物を壊したら、20万円や30万円できるところではないですよ、本当に。だから、結局ああいうものでも恐らく税金、固定資産税はかかっております。

ただ、先ほども担当課のほうでお話ししたように、所有者にしっかり通告してるんですか。所有者の居場所がわかってるんですか。そして今までどのような対策を講じてきているのか。もちろん、税収との絡みもあるだろうし。時効の年月もあるだろうし。ただ、時効の年月は、以前にも、何番議員か知りませんがお尋ねしたことは私も記憶しておりますけれども、時効というのは、町長が言う税の公平から言った場合には、とんでもない話ですよ。税は公平ですよと言って町長は、税に関しては非常に厳しい姿勢を示して、住民がやはり住みよいまちをつくるにはやはり、税は公平でなきゃならんと、これは基本です。

こういうことから考えて、やはりもう少し指導のあり方を研究する必要があるのではないかと思いますよ。ぜひしっかり研究して、所有者には厳しい通達をするように指導をしていただきたい、このように思います。

なおまた、自立圏構想については、担当課長からも今お話があったように、ある程度、私としても承知しているところであります。

この新聞、これは12日ですね。周辺町村連携に期待をしていると。釧路市が中心市宣

言をして、医療の技術など具体策はこれからだと。厚岸町も恐らく、そういう観点から、町長もしっかり研さんをしながら考えておられるものと思って、いい方向でひとつ取り扱っていただければ大変ありがたいと、こう思っております。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、カキ種苗センターについてお答えをさせていただきたいと思っております。

高橋議員からご質問がございましたとおり、10月8日、カキ種苗センターを見学いただいたというお話がございました。私も、担当の職員からその報告を受けておるところでございます。

その結果、高橋議員から、カキ種苗センターについての高い評価をいただいたこと、大変ありがたく思うと同時に、なお一層、カキ種苗センターの役割は大きいなど、そのように痛感をいたしておるところでございます。

そういう中で、やはり一番今日要求されること、それは何といたしましても安全・安心な衛生管理でございます。ノロウイルスというのは極めて重要な課題であるという認識を持っておるわけでありますが、併設をしたらどうかというご意見については、第1回目の答弁をいたしました。大変、技術的にも、さらにはまた財政的にも難しい課題が多いわけでありまして、そういう中で、現在では厚岸に併設することは大変難しいということをお答えをさせていただいたところでございます。

しかしながら、何といたしましてもやはり衛生管理は重要な課題であります。これからは、厚岸のカキはおいしい、そして安心だと、安全だという消費者にとっての重要な課題を推進をしていかなければならないことは当然でありますので、今後、カキ生産者並びに漁業協同組合、そして関係団体、厚岸で言いますと、前会長をやっておりましたHP橋さんでありますのでご承知と思っておりますが、食品衛生協会など、また、町との一体となった連携の中で、ノロウイルス対策については講じていかなければならない、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは廃屋についての質問にお答えいたします。

まず、所有者の居場所がわかっているのか、指導をしているのかというご質問でございますが、町で今、危険でありますと把握しております廃屋が、倉庫物件で19棟、工場が10棟、住宅が21棟、合計50棟でございます。この中で、居所不明のところ、居住がわからなところが8棟でございます。こういった不明なところ、これがまず一番苦慮するところでございます。個人財産であるために、本人の了解なしにその財産を消滅させるようなことはできないわけでございます。こうした場合についてはやはり、地域の皆様からの情報をいただければ幸いですし、税の関係からも税財政課とも連携をとりながら情報をとり、粘り強く調査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、指導をしているのかということでございますが、平成21年度、今、把握し

ておりますのが50棟、このうち現在未指導はまだ31棟ございます。ことしは経済対策関連の工事が非常に多くございまして、例えば平成20年度建築ですと19件の工事があったものが21年度は58件にも上ってございます。前年の3倍での工事の発注量がございまして、非常に職員の業務が今多忙となっております。このため、指導対応というのもおくれてきているのが事実ではございます。

ことしの春先に調査をした中で、19棟は電話による指導を行ってきてはいるわけですが、現在、工事の発注等に追われて今の状況に至っている次第でございます。残りの工事等も、設計も年内には終わりました、発注準備が整う予定でございますので、その後、順次指導をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、指導のあり方、研究をして、厳しい指導をしていただきたいということでございます。廃屋については、なかなか減少しづらいものでございます。やはり、今、質問者がおっしゃるとおり、指導を強化していくというのも必要でございますし、未改修の物件は定期的にパトロールして現状把握に努め、状況によっては警察、消防とも連携を図りながら対応を図っていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 定住自立圏の関係でございます。

定住自立圏、今後の取り組みの関係でございますけれども、釧路町などの協定、これの締結に向けては先行の取り組み状況、こういった部分の把握、こういうものに十分配慮しつつ、釧路市との調整も当然のことでございますけれども、連携項目のでき得る内容、こういったものについてさらに検討しながら調整を図ってまいりたいと、このように考えております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 私、先ほどもお尋ねしたように、衛生関係については、情報の交換、どんな形でやっているのかなということもちょっとお尋ねしたかったんです。

私どもの業界誌に日本食品衛生研究所というのがあります。ここは食品衛生法に基づいて、薬事法等に基づく厚生労働大臣の登録検査機関としてさまざまな検査を行っております。そして、保健所の職員が言うには、厚岸町のあれだけすばらしい遺伝子解析装置を有効に使うのは、そういう人方との交流があれば人材はいつでも来ますと、取得はすぐとれます。それから、北海道の公衆衛生学会という団体には、元釧路市にいた釧路保健所の所長、後藤先生が今、この編集長をやっております。だから、こういうところの要するに情報の交換ができていいのかと。恐らくできてないと思うんです。これやりますと、今、町長がおっしゃった施設が簡単にできるはずですよ。ぜひそういった情報を集めて、ぜひとも、やはりあそこでノロウイルスの検査をやってほしいという、多くの町民から、もちろんカキを主体とする、そして厚岸の名産ですから、町長が常におっしゃってる、東京会に行っても、ああ、厚岸のカキはうまいなど、胸を張ってこれる。

それをさらに安心して安全な商品として全国に販売ができるという体制をつくるには、やはり自主管理ですから、これをやはりやってほしいと思います。ぜひそれをお願いして、今回の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいまご紹介いただきました研究所でございますけれども、そこには毎年、うちの担当者も出向かせていただいて、この調査研究にかかわる技術指導、アドバイス等々をいただいております。

今ご心配のノロに対する検査でありますけれども、これは片手間にできるものではありません。先ほども1回目の答弁で町長がご答弁申し上げたとおり、きちっと厚生労働省の指定を受けて、その指定を受けた機関が公表する情報であるから信憑性も高く、消費者からも信頼されるというものでございまして、厚岸町が単独でこれをやるということは、人的な配置も必要でありますし、さらには、遺伝子解析装置だけではございません。他の機械も相当お金を投じなければならないという状況でありますから、そういう状況の中では、今の状況では手をつけられる状況ではないということであります。さらには、カキ種苗センターの設置目的、これとも若干、主たる業務が「カキえもん」の種苗生産にあるわけですから、そこを今よりももっと充実しなければならないというふうに思っておりますので、そちらのほうに力を入れさせていただきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

9番、菊池議員の一般質問を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 第4回定例会に当たり、さきに通告いたしておりました4件の事項につき質問をいたします。

初めに、1、厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてをお伺いします。

(1)この条例の基本的考え方。

ア、この条例の基本的考え方と必要性について。

イ、近隣市町村の取り組み状況。

ウ、制定へ向けて、町内業者からの要望はあるのか。

これらについて、現在の状況をお示してください。

次に、2、エゾシカの被害対策についてお伺いいたします。

(1)近年増え続けているシカの駆除について、その実績と今後の計画を示してください。

ア、鳥獣保護区域におけるシカの個体数の増加により、市街各所に出没率が高く、諸被害の状況はどのようになっているのか教えていただきたい。

イ、来年度以降の駆除計画はどのようになっているのかお示してください。

3、緊急時の災害弱者対策についてお伺いいたします。

(1)重症難病患者及び介護度が高い障害を持つ人たちが緊急時に救護や医療を受けるための準備体制はどの辺まで研究されて、どういう体制になっているか。

ア、そのフローと緊急時連絡カードの普及はどの程度まで進んでいるか、お伺いいたします。

4、お供山の木製展望施設の安全体制についてお伺いいたします。

(1)施設の設置経緯と今後の維持対応及び将来構想についてお示してください。

以上、四つの質問を私の質問といたします。よろしくご回答のほどをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番菊池議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてのお尋ねですが、まず、この条例の基本的な考え方と必要性についてであります。中小企業振興基本条例は、本年6月の町議会第2回定例会において、4番高橋議員の一般質問に対してもお答えしているとおり、地方自治体が地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために制定する条例であり、自治体における個別の振興策の施策を具体的に示すものではなく、中小企業に関する政策の基本理念や基本方針として定め、その方向性や自治体の政策に対する姿勢を示すものであります。

我が国の企業のほとんどが中小企業であります。日本の経済と雇用の担い手である中小企業が活力を失うことは、地域経済が力を失い、地方が衰退することにつながるもので、この中小企業の成長発展は、地域の産業、経済のみならず地域住民の生活全体にかかわる課題と言えます。

一方で、国の中小企業基本法も平成11年に全面改正され、「大企業との格差是正」から「自主的な努力の助長を通じた活力ある成長発展への促進」へと大きく転換されました。

このような中、全国的にも疲弊した地域経済を活性化させる手段の一つとして、中小企業に対する地域の理解を求め、それぞれの役割を持って地域活性化を図るための中小企業振興基本条例を制定する自治体が増えてきている現状にあります。

厚岸町におきましても、町内事業所のほとんどが中小企業で、町の経済を支え、社会貢献にも取り組んでおり、経済的にも社会的にも重要な役割を果たしております。地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の発展が厚岸町の発展に欠かせないものであることの理解を、町、事業者、経済団体、そしてすべての町民が共有し、地域の発展に

資することを目的とする条例を制定することにより、その姿勢と責任を明確にするとともに、地域ぐるみで中小企業を重視し支援するという理念を明らかにする必要性があると思います。

次に、近隣市町村の取り組み状況はどのお尋ねですが、道内におきましては、北海道中小企業家同友会が中心となって、この基本条例の制定に向けた運動を展開してきており、平成19年3月の帯広市での条例制定を皮切りに、同年12月には札幌市、そして本年3月には釧路市と別海町でこの基本条例の制定がされている状況にあり、現在、中標津町においても、この条例の制定に向けての取り組みがされていると伺っております。

次に、制定に向けて町内事業者からの要望はあるのかとお尋ねですが、厚岸町におきましては、本年4月30日に、厚岸町商工会と北海道中小企業家同友会釧路地方支部厚岸地区会の連名で、厚岸町中小企業振興基本条例制定への要望書が町へ提出されております。その後も中小企業家同友会の厚岸地区会では、この条例にかかわる勉強会を重ねてきており、町からも担当職員がこの勉強会に加わってきています。

さきに申し上げたとおり、厚岸町においても、この基本条例の制定は必要と思っており、以前の質問にもお答え申し上げましたとおり、来年度中での制定を目標に取り組みを進めておるところでございます。議員の皆様方のご理解、よろしく願いを申し上げます。

続いて、2点目のエゾシカの被害対策についてお答えを申し上げます。

初めに、エゾシカの駆除の実績であります。毎年4月から一般狩猟が始まる10月中旬までの間、主に山間部や農村部で行っているエゾシカ駆除の頭数については、昨年は400頭でありましたが、今年度は、依然エゾシカの生息数並びに酪農草地の食害が減少していないことなどを踏まえ、許可頭数を450頭に増やして実施した結果、444頭を駆除することができました。

また、この野生鳥獣被害対策協議会で行っている駆除のほか、毎年10月下旬から2月まで行われていた一般狩猟では、釧路支庁から、毎年、厚岸町内で約1,500頭以上が捕獲されていると報告されております。

なお、この一般狩猟については、これまで厚岸町を初め管内市町村が北海道へ要望してきたとおり、今年度から期間が1カ月間延長され、3月28日までとなったことから、さらにエゾシカの捕獲頭数が伸びると考えております。

次に、市街地における被害の状況と市街地での駆除の実績であります。昨年、急激に湖南市街地でのエゾシカの出没がふえたことで、その対策を求める自治会が相次いだことから、昨年10月に湖南地区の各自治会にお願いし、その被害状況について調査をしたところ、庭の樹木や家庭菜園における食害のほか、踏みつけによる生育不良や交通事故の危険性などが報告されました。

町では、この調査結果を受け、昨年11月から12月とことしの3月から4月に、湖南地区市街地でのエゾシカ駆除を実施し、合わせて199頭が駆除され、その時期には地域でも出没数がかなり減ったとお話もお聞きしましたが、また今年の夏ころから出没数が増えてきておりました。

このことから、今年も市街地に隣接する山斜面にいるエゾシカを銃によって駆除する、最も確実に危険性の少ない方法により、また、従事者も地域の事情に精通した町内の5

人のハンターに限定して、現在、12月5日から25日の間実施しているところであります。

市街地になれて出没するエゾシカを淘汰するためには、今後もこの駆除方法を継続して行う必要があると考えています。

今後の駆除計画につきましては、厚岸町野生鳥獣被害対策協議会が中心となり、北海道や猟友会など関係機関との協議を踏まえ、駆除頭数を増やしていきたいと考えておりますし、来年以降も同様の時期に駆除活動を行うよう、北海道を初めとする関係機関と調整し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、3点目の緊急時の災害弱者対策についてのお尋ねであります。重症難病患者及び介護度が高い障害を持つ人たちが、緊急時に救護や医療を受けるための準備態勢はどの辺まで研究され、どういう体制になっているか。そのフローと緊急時連絡カードの普及はどの程度まで進んでいるかについてであります。重症難病患者と言われる方の医療体制の研究については、国の研究補助事業として重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究班が、重度難病患者が現に直面している療養上の問題点を明らかにし、その解決策に必要な政策の提言を行うことを目標に、医療提供、災害時支援体制の整備、難病相談などのプロジェクトチームによる研究が進められております。

災害時の難病患者に対する支援体制の整備プロジェクトでは、平成20年3月に災害時難病患者支援計画を策定するための指針が提言として報告されており、新潟中越地震などの大規模災害における経験から、運動麻痺や関節の運動障害などのために移動困難な難病患者の避難行動に対する周囲の協力の必要性、人工呼吸器に依存している方、インスリンを常用する糖尿病患者、人工透析を必要とする慢性腎不全、経管栄養剤を常用する慢性炎症性腸疾患などの患者の方への医療を継続できる体制を確保していくため、災害時の要援護者として難病患者を明記して、個別の避難支援、医療の確保のための計画を策定しておく必要があるとしておりますし、その支援体制のフローとして、都道府県、保健所、自治体、患者・家族、地域の機関などが、その情報を共有できる体制構築を示しているところであります。

また、緊急時連絡カードは、難病患者の方の受診医療機関から患者の皆さんに交付されているものであり、災害や停電などの緊急時に救護や医療を受けるための重要な情報として、救護支援者や医療機関が必要とする連絡先や医療情報が記録されているものですが、こちらも研究プロジェクトの提言を受けて実施されているものでありますことから、重度の難病患者の皆さんを対象に普及しているものと認識しているところであります。

厚岸町では、災害時要援護者支援プランの要援護対象者について、自力では避難行動が困難な高齢者や重度の障害のある方を中心に、地域住民と行政や関係機関が避難支援を行うための必要な情報を共有することとしており、障害のある方の範囲には、ご質問にあります重症難病患者の方も含めているところであります。

この12月から、臨時看護師を雇用して、援護対象者の方々の実態把握をさせていただいており、対象者からいただいた情報については、地域や民生児童委員、消防署、警察署など関係機関にも提供することの同意をいただき、情報を共有することで、安否確認や避難支援行動、さらには避難所における医療の確保などの支援のために使用していくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、4点目のお供山の木製展望施設の安全体制についてお答えをいたします。

まず、設置の経緯であります。この展望台及びこれに至る散策路は、平成元年1月に完成しています。

お供山の展望台設置位置は、眼下に厚岸湖、厚岸湾及び湖南、湖北省街地を眺めることのできる最良の箇所であり、また先住者の遺跡もあることから、町民及び町を訪れた方が自然を採勝しながら眼下の景観を眺望し、また、文化財遺跡に触れながら厚岸町への理解を高めることの目的と、また、津波災害時におけるお供山への避難路の確保も兼ねた整備がされたところであります。

その後、この展望台地先における北海道事業の治山工事が平成20年度に行われ、展望台周辺の防護木さくも改修されたことにより、安全性の向上も図られております。

この施設の維持対応につきましては、平成9年度には散策路の木製階段や木柵の一部について補修工事も行っておりますが、毎年、職員による点検確認を行うとともに、状況に応じた軽微な補修を加えて安全性の確保に努めているところであります。

将来構想についてもお尋ねであります。ご承知のとおり、展望台のある丘陵部の頂上まで約400メートルの距離を徒歩で登坂することから、観光客等がだれでも手軽に立ち寄るものにはなっておりませんが、厚岸大橋や弁天島、アサリ礁など厚岸湖の魅力を眺望できるため、写真撮影の愛好者などにとっては絶好のポイントとなっております。

訪れた方々からは絶景であったとの評価もいただいております。今後も現在の状況を維持し、厚岸町を紹介する観光スポットの一つとして情報提供していく考えであります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 ただいまの町長のご回答に基づき、再質問をいたします。

初めに、若狭町長は、3期目の抱負として、ことしの6月、北海道新聞のインタビューに答え、商工業や中心市街地の活性化策として、中小企業の振興条例を制定し、行政と民間の役割を明確にして、その施策に取り組んでいくとのコメントをお示しになりました。

そこで、ただいまはこの条例の基本的考え方と必要性、近隣市町村の取り組み状況、町内業者からの要望についてお話をいただきました。業者からの要望については、厚岸町商工会並びに厚岸町中小企業家同友会からとのことでございます。

そこで、お聞きいたしますが、我が国には中小企業基本法というものがあって、その中の第6条に地方公共団体の責務というものがあり、その中で、地方公共団体は、基本理念に則り、中小企業に関し国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。つまり、地方の条件に応じた形で施策を策定し、実施するようにと書かれています。

町も、この基本法に則り、今回の条例制定へ向かって、町長は報道機関を前にして、3期目の方針として条例設置の意思を表明されたこととともに、ただいまは今議会において、必要と思っていると述べられまして、意欲を示されましたことは、具体的に取り組んでおられることが必要性とともに理解をできました。



さらに、これらの団体から要望書を受けたのは、先ほどことしの4月30日、それから現在まで8カ月が経過しております。若干時間が経過しており、今回の条例制定へ向かっての取り組み姿勢とともに、要望のあります本件の目的であるところの、この町の産業と経済活動を元気にするための中小企業振興会議設置の考え方についての見通しについてもここで聞きしておきたいと思っております。

我が町の1次産業である漁業、農業も、中小企業の発展とともに歴史をつないできました。企業なくして語ることはできないと思うのであります。

我が国の中小企業は、戦後、着々と生産力と販売力を軌道に乗せ、揚々と発展してきたのであります。しかし、好況ばかりではありません。停滞のときもあるわけでありませす。とりあえず現下の不況を乗り切るために、厚生労働省の制度利用、例えば雇用調整助成金、これは企業が不況下にあっても従業員の雇用を外さない、解雇しないで利用を図るなどして、勤務修了の維持に努めてまいったところでありませす。中小企業は、時には盛衰を繰り返し、それなりの企業努力によって営業を続けてきたわけでありませす。

雇用調整助成金の利用は、全国で約8万7,000円、数百億円、愛知県をトップに利用されているとラジオ報道で聞いております。国、北海道、地方自治体の長と連携し、中小企業は守られるようにできています。厚岸町の一部企業もこの制度を利用されていることもあると思ひますが、こういう制度などを利用していただいて、企業の斜陽化を防止するなど、とりあえず近年のこの不況を乗り切るために努力をされているのであります。

利用によって昨今の不況を乗り切ることができれば、制度の効果が果たされるわけで、ほんの一端ではありますが、振興会議、振興条例があれば、情報や連携がお互いに強力に推進されるということでありませす。今、中小企業が求めている振興条例の設置とともに、振興会議の設置についての見通しをお示ししたいと思ひます。

まずこの点、お願いします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思ひます。

中小企業振興会議等の設置の見通しというご質問でございます。

ご案内のとおり、振興基本条例、この条例につきましては、先ほど町長がお話したように、中小企業の振興に向かつての理念、それから方向性という部分の基本的なことをうたう内容のものでございますけれども、その基本条例の規定の中に、具体的な振興策、こういったものをどう進めていくのか、どう町に合ったものを見出していくのかという部分を研究、あるいは協議、方向性を示すという上での組織、これは、産業団体、有識者、もちろん行政、金融機関等々の構成メンバーでつくられるものでございますけれども、これが組織を設けて、具体的な町の地域に合った振興策をもんでいくという規定をこの基本条例の中に設けていくというのが一般的な考え方でございます。厚岸町がこれから目指そうとする基本条例の中においても、こういった組織は必要であろうというふうに今、事務方段階では考えてございます。

この組織の関係でございますけれども、参考までに申しますと、釧路市のほうでは地域経済円卓会議という名称を設けて、これは基本理念の達成に対する研究を行って

いくんだ、提言を行っていくんだという組織をこの基本条例の中に設ける。それから、別海町では、別海町の中小企業振興審議会という名称でございますけれども、こういったものを置きまして、これは町長の諮問によって、その振興策という部分について研究、調査、それから意見等を述べていくんだ、こういうような位置づけがされてございます。

この基本条例の策定作業に当たりましては、こういった組織、厚岸町にとってはどういった部分が適当で機能していくのかということも考えながら、一緒にあわせて考えていきたい、このように考えております。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 基本条例の中に必要であろうと考えるということですね。

中小企業振興条例、これをつくることによって中小企業が少しでも発展できるように、中小企業の人たちが、あるいは商工会が要望書を上げておられるわけでございますから、町もまちづくりの推進課の力強い意思を持って、その方々とともに条例作成の振興に、制定へ向けて頑張っていたきたい、このように思うわけでございます。

あれから8カ月たっております。業界の方々も、町長の取り組み姿勢があらわれてから若干時間がたってるけどまだ返答がないんだと。でも、その中にあっても、少しずつ会議は進めているんだということでございますから、町としても積極的に、将来のために進んでいってほしいと思います。

次に、エゾシカの被害対策については、近年ふえ続けているシカの駆除について、以前、5番議員の回答では、柵や網の利用が効果的であるということをおっしゃっております。シカの市街地への侵出が多く、家庭菜園の被害、交通事故の危険性、それらのいろいろな被害があるわけでございますが、厚岸警察署でも安全確認のもと、有害駆除と猟友会厚岸支部に依頼して、町が北海道の許可をいただきながらやっているわけでございますが、近年、70万頭とも80万頭とも言われる道内のシカの増加でございます。

狩猟についても、あるいはこの駆除計画についても、1,500頭余りが年間捕獲されるようになってきているという回答でございますが、それでもまた増えているのが実態でございますので、世の中には絶滅危惧種という動物もあるわけでございますけれども、エゾシカは逆に増えている状態であります。自然との共有も大切でございますけれども、余り増えられても人的に被害をこうむられてはたまりません。国道においても、道道においても、あるいは町道においても、最近、エゾシカの被害があるので、もっと何とかしてくれないかということでございますが、努力は町でもしていますということで私たちが答えてますけれども、これらについても時々、会議の回数も若干ふやしながらでも真剣に取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、災害時の要援護者の支援プランについて、前回13番議員からも質問ありましたが、災害は、官庁、公務員ばかりでは限界があり、やはり地域、民間の協力が必要であります。すなわち協働の力があります。これらから自治体の役場の関係課の誘導で連合自治会に働きかけ、一部空転している準備態勢の今を、実践状態に陥ったときにその力が発揮できるように、新たな意識を持って進行すべき時期に来ていると思っておりますが、いかがでしょうか。

医師の医療看護体制については、制度利用、つまり厚生労働科学研究費補助金、慢性疾患克服研究事業、重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究班に働きかけるなど、患者に対し緊急時連絡カードの保持を促進するなどして、難病患者の救護や医療を受けるためのカード着用体制を図っておくべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。その辺の見解はどうか、回答を望みます。

お供山展望施設についてであります。この12月11日、現地研修しました。同僚議員とともにお供山展望台現地見学であります。

展望台では何カ所か補修された跡がありました。新しいとめ金、ピンが各所に見られたが、最近補修したものと思われそうですが、現地で見たところでは、釘の跡から判断すると、ごく最近と思われる新しい補修の跡であります。

いずれにせよ、先ほどの町長の答弁から判断すると、平成元年ですから20年以上は経過しています。今後に向けて定期的維持補修を心がけ、安全・安心の体制で、管理面をよろしくということでございます。

全国のいろいろな施設で時々悲しい事故が起きています。公園の遊具、器具、ジェットコースターなど。先ほど町長が申し上げましたとおり、あの展望台からの眺望は、厚岸の湖北と湖南を結ぶ深紅の厚岸大橋と、両市街、町の眺め、別寒辺牛湿原と厚岸湖、及び弁天島、行き交う漁船の白波の線がまばゆく見え、すばらしい眺めであります。そういう施設でございますので、楽しい夢が悲しい事故にならないように、安全体制はつけておくべきだと思います。

管理の方がきちっとやっておられますから心配はないんでございますけれども、春先、ちょっと先に見た人の話では、ちょっと危険だからどういうふうになっているんだろうかなというようなことを言いに来た人がおまして、今回、12月11日に上がって見たんですけど、今回はきれいになっておりました。そして、これ以上進んでは危険という看板もきちんと掲げられておりましたし、柵も人が落下できないようにきちっとついておりました。安全性については万全の体制をとっているようでございますけれども、まだ若干、ところによっては危険なところもあったように見受けられます。定期的維持補修を心がけ、安全・安心の体制で管理面をよろしくという質問でございますので、関係課のもう一度答弁をお願いいたします。

終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは中小企業振興基本条例につきまして、さらにお答えをさせていただきますと存じます。

菊池議員からお話ありましたとおり、さきの6月の町長選挙におきましては、私のマニフェストをして掲げておるわけでございます。といいますのは、今日厳しい経済情勢の中にありまして、厚岸町の中小企業、大変な状況にございます。平成11年の商工業者数といいますのは536あったわけでありまして、今日、3月末現在であります。505、マイナス31事業所が減っておるわけでございます。この厳しい中での事業の衰退というものが数字をも出ているわけでございまして、私といたしましては、漁業、農業は基幹産

業であります、同様に中小企業も厚岸町の経済を大きく支えているんだと。また、これからも振興させながら厚岸町の経済を大きく支えていただきたい、そういう気持ちでこのたびのマニフェストといたしておるわけでございます。

さらに一方、平成11年には中小企業基本法が大きく改正をされたこと、先ほどの質問にあったとおりであります。行政の責務というものが大きくなつておるわけでございまして、私は、そういう面で、これからの厚岸町の商工業の取り巻く厳しい経済状況の中で、生き残りを考えながら、行政として何ができるのか。しかし一方、商工業者も自助努力として、経営基盤を強化をするということも大事な課題でもございます。こういう両方の関係を維持しながら、厚岸の経済を支える中小企業を育てていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 私のほうからは、エゾシカの関係につきましてご答弁をさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、エゾシカの個体数につきましては、確実に増えているという実態がございます。北海道がエゾシカの個体数そのものは管理をしておりますけれども、エゾシカ保護の管理検討会という組織がございまして、その検討会でエゾシカの生息状況の調査、あるいは個体数の管理に関しますことにつきまして、北海道のほうに提言をしているという内容でございます。

検討会では、そのほかにも各種調査で得られた調査結果をもとに個体数の推計をしておりますけれども、その結果、この道東地域におきましては、平成14年から再び個体数が増加しているということでございまして、現在、過去最高の個体数だった平成10年と匹敵するほどの増加を見ているという内容でございます。議員おっしゃいますとおり、道東においては現在27万、それから、道東以外で26万ということで、合わせて52万という形で今、個体数が増加しているという内容であります。

しかし、駆除と申しましても、今後、厚岸町としましても、いろんな生態系、そういったものに配慮をいたしまして、来年以降も同様に、同じような時期に、駆除につきまして、北海道を初めとする関係機関と調整をして、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 災害時の支援体制の問題について、お答えをさせていただきます。

1回目の答弁の中で触れさせていただいておりますが、災害時の重度の難病患者の皆さんの避難支援、それから避難所での医療のあり方についてのプロジェクトの報告そのものは、新潟の中越地震等大きな災害の経験の中で、それぞれ国という中で報告として提言をされているものでございます。

議員おっしゃられますように、避難行動につきましては、行政の力ではなかなか、そ

の目的を達成することができないという分析の中で、私どもも地域の皆さんの力をおかりをして、まず安全なところに避難をしていただくということを想定をしながら、避難に関する支援を地域の皆さんにお願いをしたいという内容のもとに、町の要支援のプランそのものもつくってきておりますし、特に避難所の生活が長くなるという前提の中では、そういった医療の確保、それから毎日飲まれている薬の調達等も含めて、想定をした中でのプランの策定というものを意識をしてつくってきております。

自治会連合会への働きかけのお話もございました。私どもは、町民課の自主防災組織の取り組みにも含めて連携をさせていただきながら、災害時の要支援者の支援のあり方についても連携をしてやっていきたいということで進めておりまして、そういう意味で、自主防災組織の整備につきましては、町民課のほうからいろんな情報提供も含めてお願いをしていくと。私どものほうは、連携した中での災害時の要支援者の安否確認と、それから避難支援行動に対する支援という体制の構築というものを、情報提供をさせていただきながら進めていきたいと。

特に、個別のお話になりますが、自治会連合会にすべてをゆだねるということではなくて、個別の自治会の皆さんにお話をし、お願いをし、連携していくことが基本になるだろうというスタンスで現在おりますことは、ご理解いただきたいと思います。

それから、緊急時連絡カードの活用のご質問でございます。今回、私どもも質問いただいた中で、重度の難病患者の皆さんがお持ちの緊急時連絡カードという存在も、実は今回わかったということございまして、カードに記載されております内容は、地域のどなたがあなたの支援につくのかという情報を除いては、ほとんど私どもが想定をする、通常の通院されている医療機関の情報、それから毎日飲まれている薬の情報等々の情報が十分に活用できることがわかりました。そういう意味では、お持ちの情報については、私どもの登録情報の中に提供いただいて、それを活用させていただく。前提としましては、答弁の中にも触れさせていただいておりますけれども、情報を共有をする地域の皆さん、それから関係団体等にも情報を提供させていただきますよ、すべての情報を提供するわけではありませんが、緊急のときには利用させていただくという同意もいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

どなたが重度の難病患者の皆さんかという情報自体は、実は私ども役場では持っておりません。専ら北海道がその情報を管理をし、難病の治療、それから医療費確保について対応されているということございまして、北海道、それから患者の団体の皆さんとも連携をさせていただきながら、活用のあり方について一緒に進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お供山の展望台についてでございます。

質問議員も現地を確認していただいたということで、現状における安全性の確保という部分についてはご理解をいただいたものと思っておりますが、質問議員がおっしゃるように、事故が起きないように、これからも施設の点検、及び必要な補修に意を用いながら安全性の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

よろしくお願いたします。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 最後に、町長に一言お聞きしたいと思います。

お供山の件でございます。

あのお供山は、民有林、町有林、国有林という形で山の周辺を覆っております。上のほうは個人民有地でございます、それなりに整備されております。ですが、毎年、周辺では、森づくりセンター、元の林業所ですが、補修をしております。土砂崩壊の防備のためでございます。いろいろな、場所によって工法が違いますけれども、山が削れないように補強しておりますが、将来のことをかんがみますと、世界的に天候の異変が起きております。維持管理の問題でございますが、非常に危険と思われま。予想もされます。それで、防災の拠点、観光の拠点、それから電信、無線関係の受信です。これらのアメニティーの拠点として、町が維持管理するような方向に持っていけないかと、このように思うわけでございますけれども、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お供山についてお答えをさせていただきます。

菊池議員からの質問は、民有地の活用についての質問かと思うわけでありま。このことについては、長年の議会においての議論もあ。いろいろなことを考えながら、かつても活用できないかという議論もなされたやに承っておるわけでありま。しかしながら、課題の多い地帯でございまして、厚岸町としてどうするのか、それぞれ現在の考え方にはございませ。

しかしながら、この周辺を取り巻く山々が、要するに斜面でございまして、崩れかかっておるとい実態もござい。そういう中で、おかげさまで、北海道といたしましても、あの周辺の治山工事を重点的に行っているところござい。

さらにはまた、将来のための計画があるわけでありま。この民有地と北海道における治山工事についての関係についても、いろいろと議論が重ねられているところでありま。しかしながら、私といたしましては、民有地の活用について、どうするのかということについては、以前にも私の考えを申し上げた経緯がありま。大変難しい課題であり、現行ではこの結論に至っていないということをおし上げたいと存じま。

●議長（南谷議員） 以上で9番、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

まず最初に、安心・安全な住まいづくりについて質問いたします。

1、公営住宅の老朽化による建て替えの問題が出ておると思ひま。今後どうして

いくのか教えてください。

マスタープランはどうなっていますか。

2、増え続ける要介護者等のために、介護つき住宅を建てる考えはないですか。

次に、地域密着型介護サービスについて質問します。

高齢者ふれあいの家など民家等などを利用した小規模多機能型デイサービスを考えられませんか。

最後に、ヒブワクチン接種に公費助成について質問いたします。

日本では、ヒブワクチンは2008年12月にようやく接種できるようになりましたが、まだ任意接種のため、4回で3万円近くかかっています。子育て世帯にとっては大きな負担になっています。

そこで、まずヒブワクチンの定期接種と無料化を国の責任において行うよう求めることはできませんか。

2、速やかに町での公費助成による接種を行う考えはありませんか。

3、当面、ヒブワクチンについて、乳幼児がいる世帯に周知徹底することはできませんか。

4、国に対して速やかにヒブワクチンの公費による定期接種化を要求することと、肺炎球菌7価ワクチンの早期承認と公費による定期接種化を求める考えはありませんか。

以上で最初の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員の質問にお答えをいたします。

1点目の安心・安全な住まいづくりについてのうち、公営住宅の老朽化による建て替えの問題が出ているが、今後どうしていくのか。マスタープランはどうなっているのかとのお尋ねについてであります。

厚岸町の町営住宅は、平成21年度当初、46棟400戸でありましたが、現在、老朽化した住宅6棟24戸を解体中であり、平成21年度末には40棟376戸となり、このうち建物の耐用年数を超えているものが13棟52戸、5年以内に耐用年数を超えるものが4棟16戸あります。

これら老朽化した住宅の建て替えは、厚岸町住宅マスタープランの中に位置づけられる住宅施策を反映して策定された厚岸町公営住宅ストック総合活用計画において計画されており、将来的な需要予測に基づいた町営住宅の建て替え、改修などを計画的に進めるものであり、平成15年度に策定し、平成20年度に見直しを図ってきたところであります。

現在の計画では、平成31年度を目標に管理戸数を370戸とし、老朽化した住宅の建て替えは、有明団地が現状40戸を建て替え後20戸に、奔渡団地平家28戸をシルバーハウジングを想定した10戸に建て替え、梅香団地平家1棟4戸、宮園団地平家3棟12戸、上尾幌団地2棟8戸は廃止し、耐用年数がまだある住宅308戸は現状を維持し、既存団地としては338戸とする計画であります。

この他、新規団地として湖南地区に24戸、湖北地区に8戸、高齢者対応とした住宅を、市街地の空き地を利用し、まちなか居住へ向けた団地の整備を図るとした計画であります。

今後の展開であります。昨年、計画見直しの際にいただいた町民の皆様からの意見

では、まちなかに高齢者対応の住宅を建設すべきであるという声が非常に多く出されており、こうした意見を踏まえ、湖南地区のまちの中に高齢者対応とした住宅の建設を進めるため、平成22年度に調査設計などを行い、平成23年度に建設を予定しております。

また、老朽化した住宅に現在も入居者がおり、今後、建て替えや廃止をしていくことから、他の住棟への住み替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、増え続ける要介護者などのために介護つき住宅を建てる考えはないのかとのお尋ねについてであります。町が設置する要介護者のための施設整備は、昭和55年に特別養護老人ホーム心和園50床を建設し、平成8年には短期入所介護事業所、いわゆるショートステイ10床を建設しておりますが、年々要介護者などが増加する中、入所待機者が増加しており、さらには医療制度改革に伴う療養病床の見直しにより、平成23年度までに町立厚岸病院の介護療養病床が廃止になることから、その受け皿の確保と在宅介護者の負担軽減を図るため、現在、特別養護老人ホーム18床、ショートステイ10床の増築を行っているところでございます。

一方、町営住宅事業の施策といたしまして、高齢者が地域の中で自立し、安心・安全な生活を続けられるよう、住宅のバリアフリー化、緊急通報システムなどが完備されているとともに、日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡などのサービスをする生活援助員を団地内に配置したシルバーハウジングを、奔渡団地平家の建て替えにあわせ、そこに導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

シルバーハウジングは、住宅施策と福祉施策との連携及び役割分担を図りながら進めるものであり、今後の整備に向けて検討を重ねていかねばなりませんし、シルバーハウジングを想定している奔渡団地平家については、現在も入居者がおり、先にまちなか居住とした新団地の整備を進めながら、入居者の住み替えを進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の地域密着型介護サービスについてのお尋ねですが、高齢者のふれあいの家など民家を利用した小規模多機能型デイサービスを考えられないかについてであります。地域密着型介護サービスにおける小規模多機能型の介護サービスは、居宅訪問や通所デイサービスのほか、短期宿泊サービスなどを提供することによって、能力に応じて居宅で自立した日常生活を営むことができるように平成18年4月に創設されたものであり、質問者が提言されているような既存の民家などを利用した事業所も含め、全国でも急速に設置が進められており、介護保険制度を利用し、定員25人以下の登録された利用者を対象に、デイサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものであります。民間事業所による開設がほとんどであり、登録利用者が見込める都市形成地域に集中している状況にありますが、厚岸町では、町のデイサービスを含め2事業所で定員85名のデイサービス事業を提供しているほか、定員26名の通所リハビリ事業所があり、介護サービスケアマネジメントの需要数から見ても、デイサービスが大きく不足している状況にはありません。

提言いただいている居宅近くでの小規模な事業所のサービス提供は、今後のサービスの必要な要素でもあるとの認識で、今後の計画策定にあわせて研究していきたいと考えておりますが、あわせて、民家や公共施設を利用した、高齢者の閉じこもり予防や生き



がいづくりを目的にした事業の展開についても研究していきたいと考えています。

続いて、3点目のヒブワクチンの接種の公費助成についてのお尋ねですが、まず、ヒブワクチンの定期接種と無料化を国の責任において行うよう求めることができないかについてであります。乳幼児の細菌性髄膜炎は、国内では年間500人から600人が、*Haemophilus influenzae*菌b型、いわゆるH i bによる髄膜炎を発症し、うち約5%が死亡していると推測されていますが、この予防ワクチンがヒブワクチンと言われるもので、平成20年12月から国内でも販売が認められ、任意の予防接種として開始されております。

世界保健機構、WHOは、平成10年に定期接種を勧奨する声明を発表し、現在では世界120カ国以上で定期接種化されているとのことであり、専門家から、日本も早く定期接種にすべきとの指摘が出ている中、ワクチンの供給が不足し、全国の医療機関では接種の予約待ちが続いている状況にあると聞いております。

患者団体などは、市町村事業で実施する定期予防接種に含めるよう国に求めているところであり、北海道町村会でも、去る10月22日に開催した政策懇談会でヒブワクチンの定期予防接種化について提言されているところでもありますので、今後とも関係機関と連携した中で、保護者負担の軽減も含め、国の責任において、ワクチンの安定確保と定期予防接種化を実現するよう求めていきたいと考えています。

次に、速やかに公費助成による接種を行う考えはないかについてであります。任意の予防接種について、町が予防接種事業として実施する考えはありませんが、費用助成として、予防接種を受ける場合の費用の一部を助成する自治体が、釧路管内の鶴居村を含め、道内でも6町村ございます。さきにも触れましたが、ワクチン供給量が不足している状況下では、接種を希望しても接種ができない対象者が多く出る状況にあり、費用助成事業としてはいかななものかと考えているところであり、現時点では予防接種費用の公費助成は考えておりません。

次に、ヒブワクチンについて、乳幼児がいる世帯に周知徹底することはできないかについてであります。髄膜炎は、多くの場合は生後3カ月から5歳になるまでの子供たちがかかり、特に2歳未満が最も多いと報告されています。ワクチンの接種費用は、町立厚岸病院の価格で5歳未満まで1回8,570円で、生後2カ月以降7カ月になるまでに接種を開始し、4から8週の間隔で3回、3回目の接種から約1年後に1回の計4回接種することで、ヒブを起因とする髄膜炎の予防に大きな効果が認められるとされております。

予防に関する情報提供は、基本的には医療機関における出生後の乳児一般健診により、町からの情報としては、新生児訪問や4カ月、7カ月の赤ちゃん相談などにより個別に相談指導を行っており、その中で周知できるものと考えております。

次に、国に対して速やかにヒブワクチンの公費による定期接種化を要求することと、肺炎球菌7価ワクチンの早期承認と公費による定期接種化を求める考えはないかについてであります。ヒブワクチンの公費による定期接種化の要求については、さきのご質問にお答えしたとおり、北海道町村会など関係機関と連携した取り組みの中で進めてまいります。

肺炎球菌7価ワクチンの早期承認と公費による定期接種化についてであります。

これまで高齢者などを対象にした任意の予防接種として、肺炎球菌予防ワクチン、23

価ワクチンが承認されております。小児用の肺炎球菌感染症を予防するワクチンの承認がされておりませんでした。去る10月16日、国内でも小児用に使用できる肺炎球菌予防ワクチンの7価肺炎球菌結合型ワクチンの製造販売が承認されているところでありませぬ。

WHOでは平成19年に、すべての国において小児用肺炎球菌結合型ワクチン定期接種に優先的に導入するよう勧奨が出されており、専門家の間ではワクチンによる予防が重要視されているところでありませぬ。ヒブワクチン同様に、ワクチンの安定供給と定期接種化について、関係機関と連携して定期予防接種化について検証し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じませぬ。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、住まいのところなんですけれども、公営住宅が耐用年数も来ていて建て替えになっていくという話なんですけれども、梅香町とか宮園団地と、どんどん壊して建て替えていく、これは廃止になっていくんですけれども、公営住宅の数は、こういう形でいって足りているんでしょうか。まずそれを聞きたいと思ひませぬ。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 公営住宅が、今400戸を将来的に370戸にするといった計画を1回目の町長からの答弁で申し上げませぬ。そういったものが今後足り得るのかということでございます。

これにつきましては、現在400戸の管理戸数があるうち、実質的に老朽化等によって入居可能な戸数といひませぬのは369戸でございます。それから将来人口を想定いたひませぬ。そうしたことによりませぬと、その推定では約300戸程度になってしまうと。それは人口想定でございます。そうしたことを踏まえながら、しかしながら、町営住宅の入居者世帯といひませぬのは、現実問題、減少傾向にはない、ほぼ横ばい状態になってござひませぬ。

そうしたことを見ませぬと、今後、高齢者世帯の増加による町営住宅への入居の期待といひませぬのも高まってくるだろうといったことも想定されませぬして、人口は減少して、計算では減るものの、やはりそういったことにはしませぬいで、横ばい状態の、今回推定したものは370戸という形でもって想定をしたものでござひませぬ。現実的には現状と同程度の戸数を確保しているといった計画でござひませぬ。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、今は希望して入れてなかった人っていひませぬのはないということですか。

それと、今、介護用のシルバーハウジングかな、奔渡公住でしたっけ、そっちにつくるって言ひませぬてましたけれども、団地としては、今どの地区への入所の希望が多いんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

現在、実質入居可能な戸数といいますのは369戸あると。そうした中で、現状、実際に入っている入居者は、今は347戸でございます。ですから、22戸ほど空きが出ているといった状態でございます。これは、退去したり、また入ったりするというので常時移動はしてきますが、今現在ではそういった、22戸が空きとなっております、募集等もかけてございます。そうした中では、希望して入れなかったというのは、まず今現在のところほとんどないというところでございます。

それから、シルバーハウジングについてでございますけれども、これは今、奔渡団地のほうに想定をしているということでございまして、これについては、ある程度スペースが必要なものでございますから、そういった奔渡団地の平家の部分のところに、そこが、まだ入居者がございますので、そういったところが、入居者の方が住み替え等を行って空いた中で、そういったところにこういったシルバーハウジング等を想定してみればというふうに考えているところでございます。

（「それともう一つ」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 申しわけございません。

どこが募集等で人気があるのかというご質問でございますけれども、やっぱり宮園団地、ここが一番人気があります。そのほか、宮園団地、白浜団地といった順に人気が出ているところでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 今、入所希望が多いところというのは宮園団地、白浜団地と言っていましたけれども、どうしてなのかな、その理由がちょっとわからないのと、それから、奔渡団地のほうに、あそこは広いですからつくるのはわかるんですけども、生活するための不便さとか、まちへ行くための不便さとか、そういうものではそれでカバーできるんですか。それとも、それをつくったことで、そこから送迎をして、まちまで買い物とか病院とかも、それを含めた上での考えでそういうものをつくるんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、宮園団地なり白浜団地の希望が多いのはどうしてかということでございますけれども、やはり私ども見ていると、やっぱり新しい団地であると。それはやっぱり快適であると。以前の雰囲気と比べますと、やっぱり仕様等も違ってまいります。そういったことから、どうしてもその団地の入居の希望が多くなっているというふうに感じてございます。

それから、シルバーハウジングでございますけれども、これはまず、基本的には自立で生活ができる方が対象となってまいりますので、送迎等、そういったところまでは、今の段階では考えてはいないんでございますけれども、これらについては、今後、シルバーハウジングを建設するようになった段階では、当然、そちらの福祉方面、それと、ハード面では住宅をつくるほうと、こういったものと連携して、どのようにしていくというのは検討していかなければならないというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それで、新しく建て替えることによって、家賃とかに対しての、負担増になるということはないですか。

それから、子育て中や、それから、ほかから厚岸に移り住んできた人の中に、公営住宅に入りたいんだけど入れないという方の声が聞こえたりしてるんですけども、それはどうしたことなんでしょう。こういう、何か余ってるはずなのに何で入れないのかなという感じがちょっとしたんですけど。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

家賃の負担増はないのかというまずご質問でございますけれども、新築の場合ですと、当然、建物の価値などが上がりますので、それをもとに計算されてまいりますので、家賃等の計算をしていきますと、金額が上がってくるといったことにはなってまいります。

それから、移り住んで行かれる方が公営住宅等に申し込んでも入れないというようなお話だと思うんですけども、私の耳ではそういったことは、余り聞いたことはない言葉です。ただ、入居者には所得制限というようなものもございまして、一定の所得制限以上の方ですと、それは入居ができないと。公営住宅につきましては、基本的には低所得者が低家賃で入居できるようにしている住宅でございますので、そういったもので、所得制限がもしかしたらかわっている場合もございまして。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それで、多分、町がすべて建てることになるんだと思うんですが、そういう建て替えをするときに、民間の力をかりるってことの方はないですか。民間がそこに建てて、そしてそれを町が借り受けるって形にしたときのほうが少し安くなるのかなと思ったんですけど、そういうことはないかな、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

確かに民間の住宅を町が借りて、公営住宅のかわりに貸し出すといった事業もござい

ます。しかしながら、じゃあ、それは安くなるのかといったことでありますと、当然、建物は公営住宅と同等の仕様をまず基本といたしますので、基本的には値段はかわらないというふうに考えてございます。

それと、じゃあ、そういった民間の方が、そういう例えば建ててくることに参入してくるのかといいますと、以前もこういったようなことがありまして、そういったものはいないのかということはあったんですけども、なかなか、実際には参入してくる方がいないというのが現実でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。なるべくならいろんな形で、安い値段で入れるようにしてもらえたらなって思います。

それから、次に移ります。

先ほど多機能型のデイサービスをできないかっていう話を聞いたんですけども、湖南地区のほうにそういうものがないですよね。送迎で市街とか来てますけど、歩いて通えるようなところに行けるようなものを考えてもらえないのかなって思います。

一つの例なんですけども、網走なんかでは高齢者ふれあいの家を民家とかコミセンを使って、1週間に1回ですけども市のほうから3万円の補助を出して、そして利用者は1回100円ということで通って行って、ボランティアの人が中心になっているんですが、それぞれの中でやっているってことを考えてるようなので、それでいろんな運動機能を訓練した人たちがその後そういうところに行って、また元気になって過ごしているって、決められたプログラムをこなすんでなくて、そこにいることができる場所があるってということがとっても大事なことだと思うので、できればそういうものを考えてほしいと思ったんです。どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、公営住宅のほうの建設関係からいきますと、今、新規団地として、まちなか居住とした団地を建てていくといった考えで進めようとしてございます。先ほど1回目の町長からの答弁もございましたとおり、来年は基本調査関係を行いまして、23年度には建物を建てていこうといったような今計画を立ててございます。そこでやはり、まちなかに建てていきますので、買い物とか官公庁関係の近くにあれば非常に楽になると、そういった観点から、まちなか居住とした住宅を、高齢者に優しい住宅を建てていこうとしているところではございます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 小規模多機能の機能を持った施設の整備ということでございます。

議員おっしゃられますように、現在ありますデイサービスそのものは、事業所が湖北

地区側に集中をしているという状況でございます、おっしゃられるように、湖南地区にそういう施設がないというものでございます。ただ、生活居住圏としましては、今持っております計画そのものが湖南地区一つ、湖北地区一つというくりではなくて、両方あわせて一つの生活圈という形での計画の策定の仕方をさせていただいております、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思う部分であります。

それで、利用のニーズそのものの数と、それから実際にデイサービスを提供する定員人数との比較で申し上げますと、先ほど1回目の答弁の中でも申し上げましたように、大きく不足する状況ではないという中では、介護保険を利用した新たな小規模多機能の施設を整備をしていただいて、そこで事業所として、収支の問題も含めて事業展開ができるかどうかという部分では、今の段階では少し難しいのかなという判断をしております。

議員おっしゃられますように、網走市の例も、私ども勉強として情報を承知をしているところでございます。基本的には、網走の場合は、町内会単位のボランティア組織というふうに聞いております。週1回、高齢者ふれあいの家という形式のものを展開をさせていて、そこでは決まり切ったプログラムではなくて、1カ月のうちに運動機能を1回入れるだとか、それから健康講話を入れるだとかというような、割と自由な形での取り組みというふうに聞いております。従事される方々はボランティアということですので、厚岸町にとりましても、歩いて行けるところ、例えば各地区にあります公共施設、集会所等を利用した形、それから、民間等を利用して展開できるというようなことも含めて考えますと、居住区の近くにそういった寄り合いの場所がある、そのことによって、今までは引きこもりがちだったんだけど、気軽にそこに出かけることができる。そのことによって、地域の中で、きょうは元気に来たよね、それから、最近来ないんだけどどうしたんだろうというような情報がある中でお互いに確認ができるというような仕組みになってくるというものでございまして、将来的な厚岸町の課題としても、地域の力をお借りをしながらそういった事業展開が必要になるだろうという認識の中で、今後の取り組みの中でぜひ検討させていただきたいなというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ検討してってください。

それで、次にヒブワクチンのことなんですけど、さっき言ってました、管内では鶴居村ですよね。あそこは70人の子供を対象というふうになっていますね。1回につき3,000円の助成というふうになっています。

それで、ヒブワクチンというのは、結局、すごく小さい子供に、幼児に物すごい発症するもので、後でできる後遺症なんかは物すごく大きいですよね。2カ月ぐらいから接種すると抗体がなかなか上がらないというので何回もってということで3万円近くになるんですけども、そのほうが確実に、100%守っていけるということもあるもので、厚岸なんかも、生まれてくる赤ちゃんの数が今回は、去年は90名でしたっけ、多分そのぐらいであったとすれば、こういうインフルエンザとはちょっと違うんですが、インフルエンザと関連して、どうしても小さい子供たちにかかる負担があるので、子育て支援というこ

とも含めて、ぜひ公費で、国がやる前にぜひやってほしいなど、これはもう、本当に、とっても不安だと、風邪と大して変わらない状態なのにそういう病気になってしまうという、ひどいときはのどの奥の弁なんかははれて、それでふたをしてしまって窒息してしまうっていうことまで起きている病気なので、それをどうしても防げるものですから、全額っていうわけではないですけども公費負担があれば、それはやっぱりぜひお願いしたいな、やってほしい、そう思いますが、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 鶴居の費用の一部助成は、おっしゃるとおり1回3,000円ということでございました。

それで、このワクチンの供給そのものが実は輸入のワクチンでございまして、昨年12月に国が接種の承認をしてから間もなくワクチンが足りないという状況が出てきたようでございます。それで、釧路市内、それから町立病院も小児科を持っておりますので、町立病院でも接種をされている方はいらっしゃいます。町立病院では昨年12月から20名弱の方が接種を受けられている、20名というか20回といいますか、という状況で、釧路市内でも、まだそんな大きな不足、何カ月も待っていただくという状況ではないようですけども、1カ月に、診療所で言うと3人分しか来ないとかっていう状況があって、待っている状況なんですよってな話もございました。

それで、そんな状況を考えますと、公費の助成制度そのものも、早く受けられた方がよくて、待っている方が決して恩恵を受けられないという供給状況の中では、私どももなかなか、大手を振って、厚岸町として助成をさせていただきますので早いうちに接種を受けていただきたいという呼びかけそのものも、なかなか難しい部分があるということでの答弁をさせていただいておりますことについて、ご理解をいただければなというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 ワクチンの数が少ないから公費負担をできないっていうのはちょっとおかしいと思うんです。やっぱり細菌性髄膜炎というのは、とても恐ろしい病気ですし、障害がずっと重く残るっていうのは間違いないことなので、かかった場合に、今、日本で1,000人くらいかかってきてますし、とっても子供たちが少なくなっている上にそういう病気が出てきて、しかも細菌性髄膜炎というのは抗生物質が効きが悪いっていうことも言われてますよね。ですから、おどかす必要はないと思いますけども、やっぱりこういうことも、きちっと公費で助成するから受けることができるんだよっていうような安心感を、やっぱりお母さん方に与えるっていうことも大事だと思いますし、それこそお金がある子供は守られるけども、お金のない子供は守られないっていうふうになるかもしれない、お金が高いから、したらうちはかかんないかもしんないからいいやっていうことになりかねないっていうこともあると思うんですよ。だから、そういう意味では、どの子も、こういう危険性がある場合はかかることができるっていうのを保証するためにも、ワク

チンがあるとかないとかじゃなくて、少なくとも少しずつでも待ってたら、待つっていうか、それも国に対して強く言ってほしいんですけども、ほかの国はもうずっと、120カ国ずっとやってきてるのに日本が遅いっていうこと自体がとても問題なんですけど、そういうのも含めて、ぜひきちっと考えて取り組んでほしいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご質問者のほう、今のところヒブワクチンのことについて限定された中でのお話でありますんで、私どもも、このインフルエンザb型菌の影響そのものが、決して軽いものではないという認識は同じでございます。それで、今、国のほうでは、承認間もない中でのいろんな、安全性の検証とかっていうものがされているようであります。

それで、一方では、季節性のインフルエンザそのものも、新型の今のインフルエンザと同じように脳症の症状を起こしたりというようなことでの重症化っていう問題も実は、同じ並列の中でございます。どちらも任意接種のワクチンという制度で進んでいるものでありまして、私どもは、ヒブだけが優先して必要だというところではなくて、全体的な、今の任意接種のあり方が、国の接種事業のあり方として、全体的に市町村が定期接種事業として実施できる予防接種としてきちんと位置づけをしていただくということがまず先だろうという考えの中で進めさせていただいている部分でございますので、その辺は、この後に質問いただいております肺炎球菌のワクチンの問題も含めての話になるかもしれませんが、現場の認識としてはそういう中で、決して軽視をしているものではないでございますが、ヒブ、あるいは肺炎球菌のものだけが優先をするってことの位置づけの中では進めてないということについては、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 私も別に、今のインフルエンザのことも、それを軽く話しているわけじゃないです。インフルエンザに関しては、町のほうで半額助成してくれるっていうことがありますので、それは今回は質問しませんでした。

さっき言われたとおり、7価ワクチンも含めてなんですけども、確かに本当は国がやることを町に言うほうがちょっと切ないのかなと思いますが、ぜひ、最後に答えてくれましたように、国に対してもきちっと申し入れてください。

それで以上、終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

先ほどの第1回目の答弁でさせていただきましたが、去る10月22日に北海道町村会、すなわち我々町村会の会があったわけでありまして、そこでヒブワクチンの話題も出たわけでありまして、我々といたしましては、北海道を挙げて国に強く要請していこうと



いう一致結束の姿勢を見せているわけでございまして、私といたしましても、今後、関係機関を通じながら、国に強く要請してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- 議長（南谷議員） 以上で15番、石澤議員の一般質問を終わります。  
再開を3時20分としまして、本会議を休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時20分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
10番、谷口議員の一般質問を行います。  
10番、谷口議員。

- 谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2項目について質問をいたします。

1点目は、平成21年度予算の執行状況と政府の第2次補正予算の影響についてお伺いをいたします。

さきの総選挙による政権交代によりまして、厚岸町の今年度の予算執行に影響がないかということであります。

政府は、前政権の1次補正の見直しを行い、経費節減など事業変更や停止、縮減を行いました。その影響は厚岸町にどのように出ているのかをお伺いをいたします。

二つ目は、政府は、追加経済対策として、7兆2,000億円とした第2次補正予算を決め、通常国会の冒頭で成立を目指すとしておりますが、町の補正予算、執行も、それに沿うものとなっていくと考えられますが、見通しについてお示しをお願いいたします。

大きな2点目ではありますが、少子化、子育て支援についてお伺いをいたします。

1点目は、厚岸町の特殊出生率、出生数について、全国、全道、釧路管内と比較すると、厚岸町はどのようになっているのか。また、これが低下していくとすると、その原因は何なのか、また、今後、保育所、幼稚園や小学校などの存続等に影響はないか、その考えについてご説明をお願いいたします。

二つ目は、子育て支援の強化についてであります。国は、子ども手当の支給を来年度から予定しておりますが、子どもを育てられる雇用、労働時間、育児休業などの環境整備が必要となってくると思われますが、現在どのようになっているかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成21年度予算の執行状況と政府の第2次補正予算の影響についてのお尋ね

ですが、まず、総選挙による政権交代で厚岸町の今年度の予算執行に影響が出ているかについてであります。

新政権が発足して本町の予算執行に影響が出ているのは、国の平成21年度第1次補正予算の執行停止決定による子育て応援特別手当予算の1件であります。

子育て応援特別手当は、3歳から5歳までの子育て世帯への支援策として、子供1人当たり3万6,000円を今年度1回限りで支給する内容で、国が全額負担する施策でありました。支給事務は市町村が担うことから、さきで開催された9月定例会で一般会計補正予算として可決をいただき、10月から対象者の一部の申請受け付けを開始し、12月からはすべての対象者の申請を受け付ける準備をしておりましたが、10月15日に厚生労働大臣が予算執行停止を決定し、その正式通知を受けて、町予算の執行停止を決定したものであります。

執行停止した予算は、対象者272人分の手当979万2,000円と、それに附帯する事務費73万1,000円の合計1,052万3,000円であります。財源である国の交付金とあわせて、本定例会に上程いたします一般会計補正予算案に減額補正として盛り込んでいるところでございます。

なお、執行済みの事務2万円は、全額を国が交付金で財源措置をすることとしており、今回の国の予算停止に伴う町の財源的な影響はありません。

次に、国の第2次補正予算への町の補正予算、執行についての見通しであります。去る12月8日に新政権において閣議決定された、明日の安心と成長のための緊急経済対策は、総額7兆2,000億円程度、事業費規模で2兆4,000億円程度とし、①現下の経済・雇用情勢への緊急対応と、②成長戦略への布石の二つの視点に基づくものとするとして、主な柱は雇用、環境、景気とし、暮らしの再建と低炭素社会への転換に取り組み、また、医療など生活の安心確保や荒廃した地方を守るための地方支援などにも強力に取り組むとされております。

本対策の推進などに取り組む地方公共団体を支援するとして地方支援に二つの項目があり、一つは、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備などを支援する交付金の創設であります。危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援し、これにより観光需要や地元雇用の拡大などによる地域の活性化が期待されるとして、5,000億円程度の予算規模が示されております。しかし、このうち市町村がいつ、どのように予算計上し、施策として実行可能かどうか、現段階では明らかにされておられません。

二つ目は、国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てんなどであります。地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について、一般会計からの繰り入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税などの減収について、減収補てん債など適切な措置を講ずるとしてありますが、これは、当初見込みを下回る国税収入の減額を補うためにとってきた過去の財源措置と同様の手法であり、国の経済対策に伴い地方公共団体に地方交付税などを実質的に上乘せするものではありません。

この緊急経済対策を反映させた国の平成21年度第2次補正予算案を来月1月に開会予定の通常国会に提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、切れ目のない経済

財政運営を行うとされております。

本町が対応すべき施策があった場合には、国の予算に対応した平成21年度補正予算案として3月までに町議会の議決をいただき、執行については平成22年度への繰り越しも想定されるところであります。今後、国から示される内容を見きわめ、町として適切に対応してまいりたいと存じます。

続いて、2点目の少子化、子育て支援についてのお尋ねであります。まず、合計特殊出生率、出生数について、全国、全道、釧路管内と比較すると、厚岸町ではどのようになっているか。低下しているとする、その要因は何なのか。今後、保育所、幼稚園、小学校などの存続に影響はないかについてであります。合計特殊出生率については、データがすべて発表されている直近の平成19年では、厚岸町は1.70、釧路管内は1.38、全道は1.19、全国は1.34で、厚岸町は全国、全道、管内水準を上回っている状況にあり、厚岸町では平成14年の1.58を上回っている水準にありますが、人口維持の目安となる2.08には及ばなかった状況であります。

なお、この厚岸町の合計特殊出生率を管内の高いほうからの水準で見ると、平成5年から平成9年の5年間は管内4番目、平成10年から平成14年の5年間は管内4番目、平成15年から平成19年までの5カ年では管内で一番高い水準となっております。

出生児数については、平成19年では厚岸町は96人、釧路管内は2,078人、全道は4万1,550人、全国では108万9,818人となっている状況にあります。

厚岸町では、平成10年から平成19年までの10年間で見ますと、115人から96人の間で増減を繰り返しながらも一定の水準でまいりましたので、ゼロ歳から17歳までの将来児童数は人口減少とともに減少するものと予想される場所ですが、しばらくは市街地における保育所、幼稚園、小学校などの存続に大きな影響はないものと考えております。しかし、特に郡部における僻地保育所、小規模な学校については、地域の実情に応じた効果的な運営についての検討が必要となることも予想されているところでございます。

次に、子育て支援の強化について、国は子ども手当の支給を来年度から予定しているが、子供を育てられる雇用、労働時間、育児休業などの環境整備が必要となるが、どのようになっているかについてであります。子ども手当につきましては、さきの一部報道で、道内市町村長の63%が好意的な受けとめ方が多かったとありました。これは、子育ての経済的、精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、解決しなければならない社会経済的な課題に対応したものと受けとめ方があらわれているものと考えられます。

子供を育てられる雇用、労働時間、育児休業などの環境整備について、国は、平成17年から次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主に少子化防止の行動計画の策定を呼びかけているところです。この施策は、従業員数が301人以上の企業は計画を策定する義務があり、平成23年4月からは従業員数が101人以上の企業が計画を策定する義務があることとし、対象企業の拡大がされます。また、従業員数が100人以下の企業は、平成21年4月以降計画を策定する努力義務があります。

町内には300人を超える従業員数のある一般事業主はなく、その環境整備の推進状況は把握しておりませんが、次世代育成支援対策推進法が施行され6年目を迎える平成22年度からは、職業生活と家庭生活との両立の推進において、これまでの多様な働き方の実

現及び男性を含めた働き方の見直しなどから、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しとした展開が求められております。

今後、仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報、啓発、次世代育成支援対策推進法などの関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発、さらに、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供など、また、研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣といった全国・全道展開の中で、町内企業にもご努力をいただくこととなりますが、町といたしましても、現在策定中の今後5年間の厚岸町次世代育成支援行動計画・後期計画を、産業団体を通じて広く周知を図り、その理解を求めてまいりたいと思います。

私からは以上であります。

なお、小学校への影響については、教育長から答弁があります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 10番、谷口議員の一般質問で、2点目の少子化、子育て支援についてのうち、私から小学校への影響についてお答えさせていただきます。

平成19年に、教育委員会では厚岸町立学校適正配置計画を策定いたしました。この計画書の冒頭に、「全国的な少子高齢化から学校における児童生徒数の減少が進み、小規模化が進んでいます。厚岸町においても顕著にあらわれており、深刻な問題として検討を迫られています」と、当時から当町における少子化の影響を懸念しておりました。

この配置計画においては、厚岸町としての基本的な学校の適正規模を、小学校では3クラス以上で児童数は12名以上として計画を策定したところであります。これは、小規模校として学校運営を行うにも、児童に対する指導上の問題点として、集団規模が小さく、社会性を養うことの重要性や同級生がいない場合など人間関係が固定化されること、さらには同学年のグループ活動ができないなど、学級活動の人数が少ないために学習内容の深まりや広がりには欠けるなどの問題が生じ、学級経営に適さなくなる状況も考えられることから、最低12名として、適正配置計画において定めたところであります。

当町においても、少子化により、今後、児童生徒数が適正規模を下回る学校があらわれると想定されます。

教育委員会としては、学校適正配置計画を基本として、PTAや地域の皆様と、子供たちの充実した学習環境の確保や子供たちの人間形成のために必要な学校のあり方、さらには校舎の耐震性の問題を含めて、十分に相談した上で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただいま町長、教育長からご答弁をいただいたんですけれども、国の1次補正の見直しが行われて、その影響は、厚岸町では子育て応援特別手当、これが執行停止を受けたということがその対象になっているということで、そのほかには影響はなかつ

たということでもあります。

そこで、今は非常に景気が冷え込んでいるという中で、国のほうで、経済対策ということで7兆2,000億円の補正予算、そして経済対策事業が24兆円という規模で取り組んでいくというふうになっています。それで、私も緊急経済対策をちょっと見てみたんですけども、明日の安心と成長のための緊急経済対策と。これを見てみて、あした安心できるかというような内容とはちょっとかけ離れ過ぎていないかなというふうに思うんですよね。事業は大きいんですけど、中身をよく見てみると、今問題なのは、雇用の問題、それから地域の経済対策、こういうものがきちんとされていかなければならないのではないかなというふうに思うんですけれども、雇用調整助成金の要件緩和、こういうのはある意味いいと思うんです。ところが、我々の地域にどんなことをやってくれるのかなということはずっと見ていると、要するにエコポイントの引き続きの活用、それをやっていこうというようなことと、成長戦略への布石ということで、何をやるのかってよく見たら、森林・林業再生の加速ということで、言ってみれば、これは何か、林道の整備をするだとかそういうようなこと、あるいは、エコカーだとか、それから低炭素型環境インフラ等の整備というようなことに力を入れていくというわけですね。

それから、景気対策は、これはある意味評価できるのかなと。景気対応緊急保証の創設というようなことで、経済人がる頑張ってこれを入れたというふうになっていますけれども、ただ、これも、厚岸町の企業でどれだけ必要とする人がいて、それに対応できるようなシステムを金融機関そのものがきちんととっていただくことができるのかどうか、これが問題になってくるのではないかなというふうに思うんですよね。

それと、地方に支援をするということで、さっき町長の説明にもありましたけれども、インフラ整備をやるということで、見てみたら、何をやるかといったら、電線の地中化だとか都市部の緑化という、それから先ほどの森林における路網整備というようなあたりにやっていくということで、厚岸町に該当するような事業は、探すには大変ではないのかなということと、それから、交付税が減額した分を補てんするというので、これは今までもやってきた制度なので、結果的には、前政権とはそれほど変わった対策が、打たれたのかなということと、どうも納得のいくようなものになっていないのではないのかなと。今までのものを、だめなものだめ、そして今度はこれをやるというものは、新年度予算に持ち込むのも大事でありますけれども、今、経済が非常に疲弊しているというような中で、やはり私たちが優先してほしいのは、公共事業での生活に密着した生活道路の整備だとかそういうもの、あるいは生活に密着した事業を最優先でやっていただくということにしていかなければならないというふうに思うんですよね。

そういうことで、失業者の生活支援をやったり抜本的に見直していただくというようなこと、あるいは非常に消費が落ち込んでいる、今は非常にデフレだというようなことで騒いでいますけれども、結果的に、そういう状況になっても、消費に結びつくような対策はとられていないわけですね。非常に受給がアンバランスになってきているという、ここを脱却する方向をつくっていかねばならないというふうに思うんですけれども、厚岸町が、先ほどの町長の説明で、今後、これらに対する、今のところ全く見通しが立っていないんですけれども、緊急の予算でありますよね。これが厚岸町に、具体的にこういうものだというものが示されて、厚岸町が予算計上するというふうになっ

た場合に、どういう対応をとられるのか。3月までゆっくり待っていて、それで4月に繰り越して、次年度の事業というふうにするのか。例えば途中で予算を組んで、臨時議会を開く、あるいは専決等を行うだとか、そういうことを含めて緊急な対策を打っていくというようなことを考えているのか、その辺についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問者が今回の第2次経済対策の中身について、その考えについておっしゃられましたが、私どもも同様の感想を持ってございます。果たしてこの中身で厚岸町が、どういったものを本当にできるのかということは全く検討が付きません。しかも、国は来年の1月のいつに開催するかもまだ決まっていないようですが、通常国会に提案するというごことばから、その予算が可決、あるいは可決される見通しを持ちながら、地方にもいろんな、細かな制度設計された施策が示されてくるものというふうには思います。

ただし、今回の中身は、果たして冬場に厚岸町として執行できるものがあるかどうかというものは、そのメニューが具体的に示されないといけないわけでありまして、多分、時間的な関係から申し上げますと、町長からもご答弁あったとおり、予算繰り越しというのは必至の情勢になるのではないかなと思います。したがって、示された時期、それから町として検討する時期等々を勘案すると、3月定例会の前に臨時会を開催して、補正予算案として提案できるかどうかというのは今のところ全く見通しが立っていないというのが正直なところでございます。

しかし、国は21年度の補正予算でございますから、それに対応するためには町の予算も21年度予算でなければならないということばから、遅くともという表現でございますが、3月定例会には、対応する施策があるならば、提案するスケジュールになるかと思っております。

甚だ私どもも情報が全く来てない段階でございますが、これ以上申し上げられないのが本当に歯がゆい思いでございますが、何とぞご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 お互いに楽しい話をし合っていない、お互いに傷をなめ合うような話ばかりをしていても前進しないのかなというふうには思うんですけど、緊急の経済対策ですよ。それで、非常に、新しい政権は、効率だとか、スピードだとか、そういうことを盛んにおっしゃってますよね。そうであれば、この予算執行が今までのように、だめだったら予算をつけといて、次年度でやればよいというようなやり方が認められるような状況になっていくのかということが、私としては危惧するんですよ。そんなゆっくりやるようだったら、今回は予算見送るよというようなことになっては、私は困るんじゃないか。それこそ事業仕分けされたら困るんですよ。ですから、必要な予算をきちんとつけ

ていただくということにやっぱり、それと、今回の予算の非常にわかりにくさ、このあたりも十分、早急に情報収集等をしていただいで、事業にめどをつけていただくというようなことになっていかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですが、もう一度伺いたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私どもも、早く詳細な中身を知りたいという思いは同じでございます。

ただ、この経済対策の中に文面としてあるのは、切れ目のない経済財政運営、町長も申し上げております。それと、22年度の予算の執行と21年度の予算、今計上されているものの執行をつなぐというふうに表現されてますから、その間で執行できるようなスケジュールが国で示されるものというふうに思いますんで、それに対応した、早目、早目の手を町としても打ちながら、それに沿うような財政運営、もしくは執行をしていきたいというふうに考えるところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この問題はそういうことで、きちっと対応していただきたいなというふうに思います。

それで、今度、子育て応援のほうにちょっと、話、移させていただきたいんですが、今の町長の1回目の答弁によりますと、厚岸町はある意味、他の市町村と比較しては、出生率、出生数等については維持をしているというふうに考えていいのかなというふうに思うんですけれども、この問題というのはだけれども、ある意味おろそかにできない問題ではないのかなというふうに思うんですよ。厚岸町、日本全国少子化なんですけれども、私が育った尾幌地域に、春までは学校あったんですけども学校がなくなってしまったということで、あの地域の人がだれもが、まさか地域から学校がなくなるなんてというふうに思っていたんですよね。ところが、ある日、よくよく見てみたら、子供がこれしかいなかったというような状況になって、そんな状況かという状態なんですよ。

ですから、今、厚岸町も年間で百何人から96人という説明をされていましたがけれども、100人を割るような状況になってきたということになると、1カ月に10人赤ちゃんが生まれていないってということなんですよね。そうすると、これはちょっと、今、何年間かはこれで維持するのかもしれないけれども、あと数年でこれをさらに半減するような事態になってこないのかどうなのかということが非常に心配されるんですよ。それで、やっぱりそういうことに対しては、お母さんたちにただ頑張ってもらいたいということをおっしゃただけでは何の対策にもならないんですよね。それで、厚岸町で何で管内と比較して出生率が高いのか、その辺の分析をきちんとしていただきたいというふうに思うんですけれども、平均に、今、厚岸町内で子育てをしている家庭で、何人兄弟の家庭が多いのかとか、どういう仕事のうちが複数人の子供さんを育てているのかとか、どうして1人なのかとか、そういうあたりをやっぱりきちんと分析をして、そして、厚岸だったら子供

を育てていくことができるという環境をつくっていかねばならないと思うんですよね。そのためには、保育所の保育時間の問題だとか、あるいは働く職場の理解だとか、そういうものをきちんと整備する、あるいは夫婦で子供が育てられる環境を、家庭もつくるし職場もつくっていくというあたりがきちんとしていかなければならないと思うんですよね。

私が議員になったころは、子供は家庭で育てるのが当たり前だと。保育所に預けて働くなんてもってのほかだという議論がされていたんですけども、今の時代、もうそんなことを言っているような時代ではなくなってしまうんですよ。ですから今、ゼロ歳児まで保育をしなければならぬ状況になっているわけでしょう。そういうあたりをきちんと分析して、厚岸のいいところはここなんだと。だけれども、さらにこうやると、さらに子供を育てる環境は、厚岸は整っていきますよというものを示していく必要があるのではないのかなというふうに考えるんですけども、その辺についてもう一度ご説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

まず、子供の数のことをございますけれども、現在の人口の減少等の推移から見ますと、今後においても、私どもについては、やはり減少とともに子供の数も実は減るという一定の推計報告に基づいて押さえざるを得ないのかなという状況にあります。

そういった中で、厚岸町としても何らかの手だてをしないと、ますます拍車がかかるということも当然でありますから、今までと同様に、保育サービスの充実だとか、そういうものは着々と進めなければまずならないというふうに考えております。

そこで、厚岸町の人口の、先ほど出生率がちょっと高いという、特に合計特殊出生率が高いところを酌み取っていただきましたけれども、管内との比較なものですから、なかなかあれなんですけれども、実は女性が若くして配偶者を持つという傾向が厚岸町は見られます。これは国勢調査の数字でありますから、17年でありますから4年ほど前のデータになるわけでありましてけれども、国勢調査によりますと、厚岸町は有配偶者が若い年代にあると。そんなことから、49歳までに持つだろうという出生率を掛け合わせたものが合計特殊出生率なんですけど、若く配偶者を持つと、その分、生まれる率も高くなっていくと。そういったところが、厚岸町は1.70という現在水準でありますけれども、全国、全道、管内を上回る状況が、そのように私ども分析しているところでございます。

ただし、それに伴って、結婚し離職するということが実は国勢調査のほうからわかるわけでございます。そういうことからすると、国が厚岸町より5年ほど配偶者を持つのが遅いんですけども、それに伴って、結婚して子供を持つということで離職するという実はデータが出てきます。厚岸町もそれと同じように、逆に早く離職するという実は国勢調査の細かなデータを見ますと、厚岸町の特徴としてわかります。そういったことがまずあります。

それから、合計特殊出生率は高いんですが、出生率は、それぞれの地域でそれぞれの



格差がありました。これは、厚岸町だけが特別出生率が高いというものではございませんでした。各地域それぞれに、各年度においては特に多い人数があったり、あるいは、次の年には一気に落ちてくという、過去10年間をそれぞれの地域別で見ますと、最高生まれた数をピーク時として最低生まれた数を最低のピーク時とすると、この格差は40から50になるところがほとんどです。ですから、100人産まれたところが50になっているとか、そういったところがほとんどであります。そういった中でも、厚岸町ではその格差がちょっと小さかった。これは平成19年までのデータであるんですけども、ご承知のとおり、昨年は、1月現在の人数ですけど70人ということであります。本年も同様な状況になっておりまして、この直近の2年間は、平成19年の90人台よりも落ちているのは事実であります。そこら辺の分析はまだ終わってないんですが、過去のデータ、10年間という短い期間であります、そこら辺を見ると、何とか人口を維持してきているといったことであります。

それから、子供の数なんですけども、これはあれですけども、6歳未満のいる家庭というのは、厚岸の場合は実は1.4人子供がいるということがわかっております。それを18歳からすると1.9人ということなんです。ですから、ほぼ、18歳未満の子供がいるというところは、その世帯を見ると1.9人ぐらい、2人には達していない数字なんですけども、そういったところでございました。

それから、子供の生まれている状況を若干探ってみました。そうすると、厚岸町と管外とあるんですけども、厚岸町の、実は平成19年なんですけども、その年に生まれた数は96くらいなんですけども、第1子ですってというのは約半数、46人でありました。第2子が生まれたのが31人ということでありまして、以下5子以上まであるんですけども、ほぼ半数が2子以上の出産ということが、19年、96人のうち半数以上が第2子以降の出産をされていたということが実はわかっております。ここら辺も、管内的な状況を見ますと、やはりここでもわかるのは、若いうちの出産というのがやっぱり傾向として見られております。そこら辺が厚岸町の特徴かなというふうにとらえているところでございます。

それと、職場の関係でありますけども、現実的には、我々が企業のほうに出向いて、職場環境をよくしてくださいといったことは、過去5年間、福祉課としてはやってこれなかったということでありまして、支庁とかそういう関係部局等に聞いてみますと、特別道のほうからも、町内の中小企業のほうにそういったことを働きかけたということはないようでございました。

こんなことから、実は今後5年間においては、道においてもこの啓発、先ほど町長の答弁でありましたけれども、育てる環境を変えていこうということ、ますます今後5年間、あらわれてまいります。その一つが、301人以上の企業から100人というふうに下げ、対象企業を多くして、より子育てをしてもらえる企業をたくさんつくっていこうというふうに変わっておりますし、そういった面では、厚岸町でもそれも参加していかなければならないなというふうにございます。

それから、一つ今回、実は、来年3月までに次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しておりまして、私も町内の若いお母さんたちと懇談する機会を持っております。そういった中で、厚岸町のよいところ、たくさん実はあるんですけども、聞いております。保育サービスにおいても、なかなか、十分に満たすような内容のもので

あるだとか、そういうのがあるのに、知らないっていう方が多いんじゃないかということが実はわかりました。これは情報提供不足ということで、今後強化する必要がありますし、懇談会の全体的な中では、厚岸町は、実は他町から移入してくる方も懇談会に来る人が多いものですから、他町の状況を知っている人から聞くと、厚岸町は子育てしやすいよと、そんな意見も少なからず寄せられているところでございます。

いずれにしても、今後は、法律あるいは町民を交えて、一時保育、ここら辺の取り扱いについて、厚岸町としては考えていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今の課長の説明で、厚岸町の状況がだんだんわかってきたというふうに思うんですけど、厚岸町の環境整備の進んでいるところ、あるいは今後まだどうしなければいけないかということ、やっぱりそのとき、そのとき、お父さん、お母さんたちによく理解をしていただくということが大事だと思うんですよね。せっかくいいことをやっ  
ていながら、それが十分浸透していないだとか。それから、今後はこういうところに力を入れていくというような方針を、やっぱり子育てをされるお父さんやお母さん方に徹底していくことが一つは大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことがきちんとしていかなければ、今聞いていて寒くなるような話もあるんですよね。一気に70人台に今度は下がってきていると。20人から30人、今度出生数が減っていくということになると、下がり方のペースがまた変わってしまうわけでしょう。今までは90人から100人台で推移してきたから、まあ横ばいだと。1回目のときは、ああ、何とかなるのかなと思って聞いていたら、いや、ちょっと違うんですよと。ここ一、二年は70人台まで下がってしまうんですということになると、やっぱり、ちょっと期間をもたなければならぬのではないのかなというふうに思うんですよね。そうすると、結果的にこういう状況が続いていくと、厚岸町の基幹産業の農業だとか漁業だとか、そういうものさえも維持できなくなっていく危険性が出てきているのではないのかなということだと思うんですよね。

それで、私も浜の人たちにちょっと話をする機会があったりすると、うちなんかこのごろ、遠くに看板あるんだけど、ここも、ここも、ここも、みんなやめちゃったんで、遠くの看板いらなくなって、看板余ってるんだというような話まで聞くんですよ。そうすると、厚岸町は漁業のまちだと言いながら、漁業を守っていくことができなくなってしまっているのではないのかなというふうに思うんですよね。ですから、そういう産業を守っていくという観点からも、やっぱりこれの問題については、ただお母さんたちに産んでもらうということではなくて、やっぱり子供を育てやすい、あるいは教育をしやすい、教育を十分に受けることができる、そういう環境に厚岸町が頑張っ  
てつくりかえていくということを示していただかなければ、これが全国的な傾向だから仕方がないんだということにはならないのではないのかなというふうに私は思うんですよね。そういう中で頑張っている、そういう若い人たちを大いに応援するような手だてを今後十分とっていただきたいなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今後の子育て環境をどうするかということにつきましては、現在策定中の行動計画の中で具体的なことが位置づけられていくことに実はなっております。現状では、先ほども少し言いましたが、厚岸町のよいところがまだあるよというご意見もありますし、そういった部分ではもっとそれをうまく町民に知ってもらって、利用してもらおうということでもあります。

そして、現在、厚岸町保育所でやっている子育て支援センターを、ご案内のとおり来年の4月から、現在の奔渡保育所を改修して移転する計画を進めております。そのことによって、受け入れ時間の拡大というのも実は可能になってくるわけでございます。そういうことも進めながら、さらに、ことしの実は4月から、社会福祉協議会のご協力をいただきまして、一般の家庭の人たちにも参加していただいた子育て支援、これはファミリーサポート事業と言うんですが、こういったことも、まだ口コミの中では広まっていない状況を聞かれますけども、十分にまちの中で保育できていける環境として認められる内容でございます。

こんなこともまだ厚岸町として伸ばせるものも持っておりますから、こんなことを、まずできることというのはそういった保育環境、保育サービスを整理していく、そういった現在途中であります。これを1個ずつ整備、進めていくことで、一定の子育て環境が整ってくるのかなというふうに思います。そんなことでは、今後とも地域の方たち、加えて社会福祉協議会にも協力いただきながら、厚岸町全体が子育てしていってるという環境をつくっていききたいなというふうに思っているところではご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました4名の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 済みません、ちょっと議事進行に関する事で皆さんと相談したいんで、ちょっとの時間いただいて、休憩をお願いしたいんですけども。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由のご説明を申し上げます。

厚岸町における人権擁護委員につきましては、3名の方が法務大臣から委嘱されておりましたが、このうち手塚祐厚氏が去る11月2日に死去されたことにより、釧路地方方法務局長から、その後任候補について推薦の依頼があったところであります。

このため、その後任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する住民で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある次の方を新たに候補者として推薦いたしたく、同法同条の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地、氏名、森脇智亮、生年月日、昭和37年7月31日、性別、男、職業、僧侶であります。

なお、参考としまして、新たに推薦いたします森脇氏に関する経歴等を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第13、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狹町長） ただいま上程いただきました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由のご説明を申し上げます。

厚岸町における人権擁護委員につきましては、3名の方が法務大臣から委嘱されておりましたが、このたび釧路地方法務局長から、厚岸町における人権擁護啓発活動を充実させるため、人権擁護委員1名の増員について依頼がありました。

このため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙権を有する住民で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある次の方を新たに候補者として推薦いたしたく、同法同条の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町宮園1丁目10番地、氏名、五味佐恵子、生年月日、昭和26年5月14日、性別、女、職業、無職であります。

なお、参考としまして、新たに推薦いたします五味氏に関する経歴等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第14 議案第79号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狹町長） ただいま上程いただきました議案第79号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、現在、5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち濱秀利委員につきましては、本年12月23日をもって任期が満了することになります。

したがいまして、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目104番地、氏名、濱秀利、生年月日、昭和35年11月18日、性別、男、職業、会社役員であります。

以上、大変簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

(「議事進行」の声あり)

●議長(南谷議員) 10番。

●谷口議員 ちょっと休憩していただきたいんですけども。

●議長(南谷議員) 本会議を休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時32分再開

●議長(南谷議員) 本会議を再開いたします。  
これより質疑を行います。

(なし)

●議長(南谷議員) なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長(南谷議員) 日程第15、議案第80号 厚岸町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。

●町長(若狭町長) ただいま上程いただきました議案第80号 厚岸町総合計画基本構想の

策定について、その提案理由の説明をさせていただきます。

提案をいたしました基本構想は、地方自治法第2条の第4項の規定に基づいて、厚岸町が策定し、議会の議決を求めるものであります。

ご案内のように、昨今の自治体を取り巻く内外の社会情勢は、経済の低迷や雇用情勢の悪化、人口減少、少子高齢化、地方分権の進展、あるいは環境問題など、実にめまぐるしく変化しております。

私は、町長就任以来、協働のまちづくりを提唱し、地域主権型社会の実現を目指して取り組んできました。今後はますます地域みずからの発想と責任のもとで課題を解決し、よりよい地域を町民と一緒に築き上げていくことが求められます。

総合計画は、いわば町の将来に向けての羅針盤であり、夢の実現のシナリオと言えるものですが、策定に当たっては、町民の皆さんが厚岸町に住んで豊かさを実感でき、さらに、未来に向けてより豊かになっていけるという希望が持てるような、そういう思いを持ちながら第5期厚岸町総合計画の策定作業を進めてきたところであります。

策定経過などについては、議員協議会などで担当職員から説明させていただいておりますので、概要のみ申し上げますと、現計画の第4期厚岸町総合計画が本年度をもって終期を迎えることから、来年度からスタートさせる第5期厚岸町総合計画の策定作業を昨年2月から開始し、約2年間を要しました。町民意識調査を初めさまざまな手法により、町民の皆様の意向を反映することを心がけ、さらには役場内部での計画策定委員会を経て、原案としたところであります。

この原案を審議していただくため、町民代表20名で組織する計画策定審議会を設置し、町内各界、各層の意見がしっかりと反映されますよう委員の選考に当たりました。委嘱を申しあげました各委員には、ご快諾をいただきました上に、公私ともにお忙しい中、慎重な審議をいただき、11月30日をもって答申をいただきました。

その答申でいただきました審議会の意見をできるだけ尊重いたしまして、一部修正を経て最終案を確定し、本日、基本構想を議案として提出させていただくとともに、行動計画を資料として同時に提出させていただいたところであります。

なお、資料の行動計画は、議決案件ではありませんが、従来の基本計画から名称を変えただけではなく、計画期間を前期5年とし、後期計画は、その成果や社会経済情勢などを踏まえて改めて策定することとしており、あわせて、施策を展開していく上で実施する主な事務事業を記載し、実施する年度を矢印で示すなどして、わかりやすい計画となるよう努めたところであります。

この第5期厚岸町総合計画をもって、今後の厚岸町の基本的な指針とし、実施計画や予算編成を通じ、だれもが住みよい、住みたくなる、来たくなる、夢と誇りを持てるまちづくりを意識しながら、新たな将来像となる共生、躍進、協働、暮らしに豊かさを実感できるまちの実現を目指し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

どうか本議案である基本構想の策定趣旨をご理解、ご賢察の上、何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由にかえさせていただきます。

なお、さきに議員協議会においてお示しした原案に修正を加えた内容について、引き続き担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第80号の提案理由の説明が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 引き続き、第5期厚岸町総合計画案の内容についての補足説明をさせていただきます。

この総合計画の策定内容につきましては、本年11月4日に開かれました町議会議員協議会において原案をお示ししておりますが、その後、総合計画策定審議会からいただいた答申などを踏まえまして、さらに検討を加え、修正をしております。その修正部分についてご説明を申し上げたいと思います。

なお、この説明のための資料をお手元に配付させていただいておりますので、これをご覧くださいますようお願い申し上げます。

まず、基本構想に係る部分であります。1の総論の関係では、A4判の資料の1ページをご覧くださいましたかと思っております。

第2章、計画の位置づけの部分でございますけれども、下段の体系図があります。ここに一部修正を加えているものでございます。下の線の引き方が変更になっているということでございます。

なお、資料の各ページの左側がさきの議員協議会でお示ししました原案でございます。右側がこのたび上程しております修正後の内容というふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

この体系図の修正につきましては、総合計画をもとにする各個別計画により、それぞれ事務事業が展開されるという内容をあらわす形として、修正後のもののほうが適当というふうに思いまして改めたという内容のものでございます。

次に、2ページ目、第3章、計画の構成と期間の部分であります。図表の基本構想の記述につきまして、原案において削除すべき取り消しラインの部分の記述が残っておりましたので、これを修正したという内容のものでございます。

3ページ目でございます。6の自立した健全で持続可能な行財政運営の項目に、地方交付税の推移と、それから町税の推移、これをあらわした図表の追加をさせていただいているということでございます。

続きまして、IIの基本構想にかかわる部分でございます。

4ページ目でございます。第4節で、1の人口・世帯の項目であります。右側の波形アンダーラインを引いている部分、ここの記述を追加したという内容のものでございます。内容につきましては、記述のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、5ページ目でございます。5のエネルギーの有効利用の項目におきまして、左側、原案の網かけ部分、これを右側のアンダーラインの記述に改めており、また、9の住宅の項目では、右側の波形アンダーラインの記述、これを追加しています。さらに、右側の下段には新エネルギーについての注釈を加えているという変更でございます。



次に、参考資料として配付しております行動計画(案)の修正部分になります。

まず、6ページ目の第5節、エネルギーの有効利用におきましては、基本方向及び現状と課題の部分について、それぞれ原案の網かけ部分を右側アンダーラインの記述に改めております。また、施策の展開方向の部分では、右側アンダーラインの記述を追加しております。さらに、右側の下段、バイオマスエネルギーについての注釈を加えているところがございます。

次に、7ページ目でございます。第9節、住宅では、基本方向の項目でございますけれども、アンダーラインの記述、これを追加しているものでございます。

続いて、8ページ目でございます。15節、情報ネットワークの関係でございますが、左側、原案の現状と課題における網かけ部分の記述、これを削除しているという内容でございます。

続いて、9ページ目でございます。上段にあります町民ができること・町民と行政が協働してできることの部分の記述、これをすべて改めたという内容のものでございます。

次に、10ページ目でございます。第2節、農業においてでございますが、原案の写真部分でございますけれども、この部分を削りまして、ここに、図表といたしまして厚岸町の生乳生産量と生乳生産額の推移、この表を加えているものでございます。

次に、11ページ目でございます。施策の展開方向の部分におきまして、1の農業生産基盤の整備促進の項目で、原案④の網かけ部分を右側のアンダーラインの記述に改めております。また、2の(1)酪農経営の体質強化の推進の項目、ここにおきましても、原案の②の網かけ部分、ここを右側のようにアンダーラインの記述に改めているという内容のものでございます。

次に、12ページ目になります。(2)の次代を担う担い手の育成・確保の項目の原案、①の網かけの部分でございます。これも右側のアンダーラインのとおり改めているという内容のものでございます。

次に、13ページ目であります。第4節の、これは商工業にかかわる部分でございますが、まちづくりの指標の表におきまして、原案の製造品出荷額の目標値を下方修正しております。これは、審議会での意見をもとに、現在の経済情勢及び近年における推移等を踏まえて修正を加えたという内容のものでございます。

続きまして、14ページになります。これは、第5節の観光にかかわる部分でございますが、これもまちづくりの指標の表において、原案の観光客入り込み数の目標値、下方修正してございます。これは、さきに策定されております北海道総合計画での指標にしている増加目標の割合、こういったものも踏まえまして、改めて検討し、修正したものでございます。

続きまして、15ページ目になります。これは、第3章第1節の保健医療にかかわる部分のものでございますが、施策の展開方向の3、地域医療体制の充実の項目で、原案部分(4)の網かけ部分、ここを右側のアンダーラインの記述のように改めている内容のものでございます。

続きまして、16ページ、最後になりますけれども、これは、第4章第1節の学校教育にかかわる部分のものでございますが、施策の展開方向の4、高等学校等への支援の項目で、原案(5)の網かけ部分、ここを右側のアンダーラインの記述へと改めている内容

のものでございます。

以上が原案から修正となった部分であり、その説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 4 時52分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年12月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員